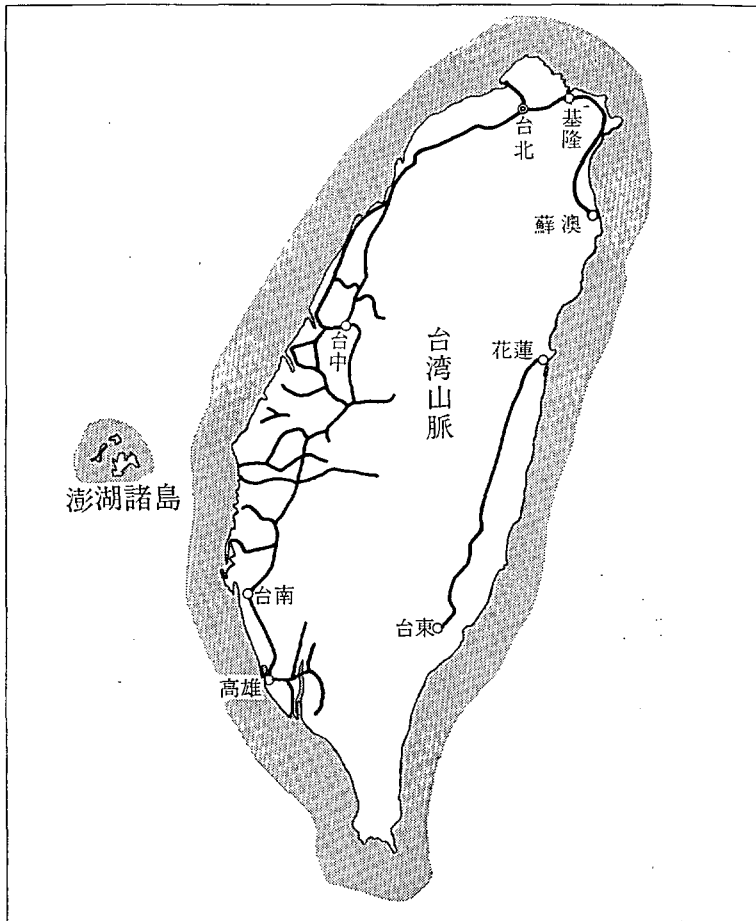


# 台 湾



中 華 民 国

|       |                        |
|-------|------------------------|
| 面 積   | 3万5961 km <sup>2</sup> |
| 人 口   | (1968年) 1365万人         |
| 首 都   | 台北                     |
| 言 語   | 中国語                    |
| 宗 教   | 仏教                     |
| 政 体   | 共和制                    |
| 元 首   | 蔣介石總統                  |
| 通 貨   | 元 (1米ドル=40元)           |
| 会計年度  | 7月～6月                  |
| 度 量 衡 | メートル法                  |

## 1969年の台湾

### 国内政治

新春恒例の「総統元旦文告」は、この一年の政治上における重要施策を方向づけるものといわれる。69年の元旦文告は先ず大陸の毛沢東・林彪体制によって指導される中共文化大革命ならびに、九全大会を控えての中共党規約新草案に対する批判にほとんど全文の4分の3があてられ、これに続いて反攻復国のための準備の必要を強調している。この基本方針に沿って、政治面では今年中に中央公職人員の増補の実施と人事を含む政治の革新、経済面では「耕者有其田」政策および都市平均地権の推進、教育文化面では9年制国民教育の貫徹および全面的科学教育、倫理道德教育の推進等を重点として指示している。この元旦文告の大きな特徴として、武力による軍事反攻の主張がまったくとり上げられていないことが挙げられる。また「反共抗ソ」という従来もっとも重要とされたスローガンが打ち出されていないことも、何らかの理由づけがなければならない。

中央公職人員の増補については、1966年3月に国民大会第1期第4次会議で「反乱鎮定動員時期臨時条例」の第5項として増補された規定に基づいて総統が、選挙による中央公職人員の増員および補充をすることができる、とされている。元旦文告は、この増員および補充を今年中に実行することを決定的にした。3月26日に総統は国家安全会議第18回総会を召集して、「反乱鎮定動員時期自由地区中央公職人員増選補選弁法」案を可決、翌3月27日に総統命令で公布施行にうつした。この「増選補選弁法」の主な内容は、①中央公職人員の増補は台湾地区に限り、海外自由華僑居留地区は当分の間実施しないことと、②国民大会代表は増員と補充をおこない、立法委員および監察委員は増員のみとし補充はおこなわないこと、となっている。

ここで増選あるいは補選されることになった国民大会代表、立法委員、監察委員は、すべて憲法

にその選挙、任期等が明文で規定されており、今回の増員補充措置は、憲法の定めるところとは全く異なるものとなっており、実質的には憲法の修正に等しいものである。上記「反乱鎮定動員時期臨時条例」によって、総統は憲法上の規定を総統命令によって実質的に修正する権限を付与されており、正規の憲法修正手続をふむ必要はないものと解される。

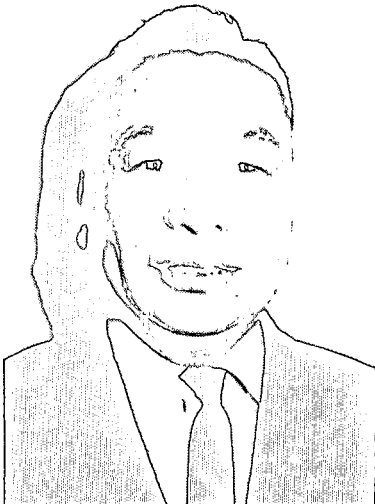
類例のない絶大な権力を持った行政元首、蒋介石総統は、同時に永年の執政党、中国国民党の総裁でもある。中国国民党は3月29日より4月9日までの間、台北近郊で、第10回全国代表大会を開催した。1963年11月の第9回大会以来5年4カ月ぶりのことである。この開会式訓示で蒋介石総裁は当面の3大任務として、①党の革新、②復興基地（台湾）の強化、③国内外同胞の結束を指示した。大陸から脱出して以来20年という歳月の流れは、党内人事の世代交替を促した。今次大会出席代表の若返りと、さらにはこの大会会期末に改選された党評議委員、中央委員および候補中央委員の人選に見られる新旧交替は「革新」の呼び掛けの一つの説明といえる。また、裏をかえせば、「革新」のスローガンは、大会会期中に予定された党内人事の順調な交替を掩護するため、予め提起されたものともうけとれる。次に、復興の基地としての台湾の建設が、当面の重大任務とされている反面、この基地からの「反攻大陸」の予測し得る時期が全く提示されていない点と、「抗ソ」のスローガンがまったく見られないことは、前述の「元旦文告」と相通じるものがある。

4月5日に採択された中国国民党党綱と、4月9日に発表された十全大会宣言は、前記の開会式総裁訓示をうけてこれを敷衍したものである。大会は4月8日に蒋介石総裁を満場一致拍手で再選、つづいて総裁指名による中央評議委員153名の人選を拍手で承認したのち、中央委員99名および候補中央委員51名を投票で選出した。4月10日に中央委員および中央評議委員の第1回全体会議

で、総裁の指名による中央常務委員21名および中央委員会正副秘書長の人選を全会一致拍手で承認した。この国民党諸機構における人脈の動きは、それが独占的執政党である関係上、政府部内上層部における主導権の帰趨にもつながる。概して往年の陳誠派、CC系の老衰による退潮が目立っているといわれる。

この傾向は、蔣介石総裁が人事の革新を遂行するため、「依例自退」運動を提起したことによって、さらに促進されている。9月12日の国民党中央常務委員会は、総裁の「依例自退」の呼びかけに応じて勇退を申し出た70歳以上の党高級幹部5名の引退を認め、これを褒賞した。国民党中央はさらに政府部内の高年層高級幹部の「依例自退」を要請した。11月には行政院によって「反乱鎮定時期政務官退職金贈与弁法」が制定され、来年から実施される運びとなっている。

国民党の十全大会が一段落ついたのでつづいて、行政院その他政府上部機構の改組が行なわれた。先ず、4月29日には財政部長兼中央銀行総裁徐柏園が免職になった。これは一大汚職事件として注目を集めたバナナ汚職に連坐して失脚したものである。6月25日には総統命令による、行政院副院長蔣経国の新任と、財政、経済、教育、国防各相等閣僚級人事の更迭があり、翌26日には台湾省政府主席に陳大慶前陸軍總司令が任命された。つづいて28日に軍部高級人事の更迭が発令された。



実権を増した蔣経国

これらの人事異動につづいて機構の改革が行なわれた。行政院は7月31日の院会で、「財政経済金融会報組織規程」を可決して、この「会報」（合同報告会議）の設置とともに、蔣経国副院長がその議長を兼任することを決定した。同時に「国際経済合作発展委員会」（略称経合会）の組織規程を修正して、その職権を強化し、主任委員に蔣経国副院長の兼任を決定した。「財政経済金融会報」は財政、経済、金融各分野の重要政策ないし計画を統轄して企画、審議し、また協調をはかる執行面の最高機構である。一方の経合会は、国家经济建设事業の調査、研究、開発、設計等を掌管する经济建设面の参謀本部ともいべき機構である。いまや、蔣経国としては、過去十数年にわたって国防部にあって、総政治部主任、副部長、部長と歴任して、全軍の統制、掌握をつづけてきたが、今回の人事異動と機構改革によって、財政経済の全般的計画立案および執行監督を直接に掌握する地位についたのである。これはまた同時に、国政全体の重心が、永年の軍事偏重から大きく修正転換して、经济建设の方向へ傾斜しつつあることを示すものといえる。

前陸軍總司令陳大慶の台湾省政府主席就任と時を同じくして、7月1日から台湾地区に対して新たに、画期的な治安強化の措置がとられることになった。「反乱鎮定時期台湾地区戸政改進弁法」（戸警合一弁法）が実施されることになったのである。台湾省民政庁ないし市、鎮、郷、区公所、すなわち末端の地方自治体に至るまでの戸政人員と業務とを、相当する段階の警察機構に移管することになったのである。

内政部長徐慶鐘によると、この「戸警合一弁法」の目的とするところは、戸口登記と戸口の動態と静態を把握し、犯罪の予防を期することにあるということである。実施以来半年の実績が如何なるものであるか、実証的な統計上の結果を見るに至っていないが、近代警察国家にもほとんどその例を見ない、まさに画期的な制度であるだけに、今後において人民の管制あるいは治安維持の面で、どのような成果をもたらすものか、注目に値いするものがある。（また、このような極端ともいべき警察国家的制度ないしは治安立法的な措置に対して、近代国家にあっては通常、当然に

予想されるような反対ないし批判の論議が見られない、その政治風土そのものについても考察に値するものがある。

この戸警合一制度を定めた政令は、5月16日に行政院によって公布されたものである。これは、十全大会以後において、人事の革新と平行して強調されるようになった政治革新の一環とも見ることが出来る。また、今年中の重要施策の基本とされる反攻復国基地の強化という観点からすれば、この種の措置は反攻という積極的若しくは主動的なものというよりは、防禦的な性格の治安維持という、より受動的な意味のものと受け取れる。これに関連して挙げられるものに、島外からの浸透顛覆活動——例えば中国大陆からの——あるいは、島内における台湾人による体制変革の動き等があるが、これらの現体制維持に対するマイナスの要因を強く意識したものと見られる。これらに関連した逮捕、拘禁等が相当件数に達すると伝えられるが、事柄の性質上公表されないことが多く、実態は明らかにされていない。

この防禦的性格の措置の実施とあたかも時を合わせたように、大陸福建省海域での海戦が報道された。反共救国軍の海上奇襲隊が、閩江口附近で中共海軍艦艇と交戦し、相当な損害を与えたというものである。国軍の作戦指揮系統とはまったく別個の戦闘組織による、独自の戦闘行動であり、これに関する報道も政府機構による公式発表の形のものではない。したがってこのような戦闘についてのすべてが報道されるわけでもない。また、国軍としては、このような攻撃的作戦行動には直接関係がなく、体制としては反攻復国の準備強化の段階にあることを意味するものと見受けられる。台湾海峡をはさんでの戦闘には、まったく不可欠というべき海軍力の中から主要艦艇3隻をさいて、親善訪問艦隊をつくって約3カ月にわたってタイ、オーストラリア、ニュージーランド、フィリピン等の歴訪に向かわせた事実も、特に記されるべきである。

国防の強化に関連して、行政院は2月20日に「女子服任軍事補助任務条例」草案を承認し、立法院の審議に送付することを決定したと伝えられたが、いまだに法律として成立していない。

副総統兼行政院長嚴家淦は2月15日、立法院に

対して施政方針を提出したが、その中で最優先とされたのは反攻復国のスローガンではなく、科学の発展と9年制国民教育制度の貫徹であった。科学発展の具体的措置として、行政院は9月4日の院会で、先ず「行政院国家科学委員会」の拡充強化を決定した。この委員会の定員が24名から116名に増員され、同時に科学発展の総合的な執行機構としての任務を付与された。これをうけて、同委員会は9月9日に、「12年国家長期科学発展計画」の初年度予算総額が約810万ドルで、主として科学教育と専門人材の育成および基礎科学の研究に充てることを発表した。

9年制国民教育は実施の初年度において、台湾省の小学卒業生進学率が71.5%（1968年9月期）に止まったことから、国民義務教育と呼ぶにはほど遠いという厳しい評価は、むしろ当然というべきである。教育部の統計によると、1968年夏の国民小学卒業生で進学しなかったものが台湾全省を通じて、合計9万7449名に達した。このうち50%強にあたる4万8828名が家庭の貧困を不進学理由としている。次に多いのが、保護者が進学を望まないもので、2万4497名(25%強)となっている。児童自身が進学を希望しないものが1万3225名(13%強)、ついで交通不便のためのものが6656名(7%弱)となっている。以上の数字から見るかぎり、この児童進学率の引上げには、経済面で先ず、父兄にかけられる児童就学所要経費負担の軽減と、その家庭の所得水準の高揚を図ることが先決であることは明らかである。近年来、台湾経済の成長率がかなり高いものであり、開發途上国家の近代化過程における数少ない成功例に挙げられているが、上に挙げた公式集計発表に見る限り、そこには注目に値する貧富の不均衡な格差、言い換えると政治的貧困がはしなくもその顔をのぞかせている。政府の新年度施政方針にこの9年制国民教育の貫徹が、特に第1優先とされたこともうなずける。11月18日、台湾省政府主席陳大慶が台湾省議会に対する施政報告で、69年9月の小学卒業生進学率は74.13%となり、前年度比3.08%上昇したと発表している。残る4分の1を超える未進学児童は、満20歳に達して兵役に服するまで約8年のあいだ、生産性の如何は別として、若年低賃銀労働力として、台湾の経済成長にどのように

寄与するものであるか、考察に値するものである。

台湾地区に限定された中央公職人員の増補選のうち、国民大会代表の増員と補充および立法委員の補充のための選挙投票が、12月20日に行なわれた。選出された国民大会代表15名、立法委員11名を出身地から見ると、全員台湾省籍であった。党派別に見ると、国民大会代表は15名全員を国民党公認のもので占めており、立法委員は8名が国民党公認で、3名が無党派となっている。

今回の選挙は、年頭の総統元旦文告で今年中に行なうことを決定してより、政府の積極的なPRが展開されていた。選挙関係法令の整備、選挙事務所成立、選挙区の画定、選出する定員数の決定等、ことあるごとにそのつど、これが22年ぶりの中央級民意代表の選挙であることとあわせて、その意義の重大性を強調してきた。また、この選挙の大勢を支配する国民党による立候補の調整は、各選挙区での党内予備選挙に地方政界の人脈が絡んで、長期間にわたって新聞の紙面を賑わしたものである。したがって一般民衆の関心が相当に高められたはずのものが、実際の投票率から見る限り、予期を大きく裏切るものになった。台北市で43.58%、台湾省では59.77%にとどまったのである。

6年に1度（次回は1972年）集会して総統選挙の投票に参加するほかは、実際政治上でほとんど作用がない国民大会代表の、しかもその3000名に上る定員の0.5%にしかならない15名の選挙であることから、さほど大きな意義を感じなかったものと見られる。立法委員についても、やはり20年以上改選されずに留任を続けている現職委員に比して、11名の増選がどれほどの意義をもつものであるか、選挙民が疑問を抱くのも極く当然といえよう。さらには、中央政府の政治そのものが、従来3年ないし4年に1度定期的に実施してきた地方自治選挙ほどには、身近かなものを感じさせなかったことも、一般の関心の低さにつながっている。

国民大会代表、立法委員につづいて、12月29日には台北市に割り当てられた監察委員2名が、台北市議会で間接選挙によって選出された。人選については、議員総数48名のうち、国民党所属議員

が42名をしめている実情からして、投票自体には手続の完成以上の意義は認められない。ともあれ、年頭の総統元旦文告で公約された選挙の年内実施は、とにかく年の暮をひかえて実行されたわけである。

## 対 外 関 係

外交上の基本政策は、国際社会における中国唯一の合法的正統政府としての主張の貫徹が基調となっている。近年来、「二つの中国」あるいは「一つの中国、一つの台湾」の暗流ないし逆流が抬頭しているとして、これに対して強烈な反撥と警戒を示して来た。「一つの中国」に固執し、台湾問題あるいは「反攻大陸」——これは大陸の側からすれば「台湾解放」の問題につながる——は中国の国内問題であるとする主張は、中共の主張と相通ずるものがあるとさえいわれる。しかし、ここで見逃せないことは、形の上で双方の主張が合致するように見えてはいても、その立場が基本的、本質的にまったく異なっていることである。中華民国にとっては、この主張の貫徹に、国際社会において、その中の一員として立脚する名目的代表性の維持のみならず、自からの一主権国家としての存立そのものが懸っているのである。

このための方策として、一面では国際連合その他国際機構における在来の地位の保持——実質的には反射的結果として中共政権の排除につながる——と、他面では与国の増加、すなわち既存国交関係の維持と新国家との外交関係樹立とに、極めて大きな努力を傾注している。この二つの面における努力の成果はまた相互補完的作用をもつものである。

2月15日、行政院は1970年度（1969年7月～1970年6月）の施政方針を立法院に提出した。この中で外交政策について、「国連憲章を擁護し、国連およびその他の国際機構との関係を強化する。引きつづきアジア太平洋地域安全体制を支持・推進し、あわせてこの地域の自由国家との団結と提携を促進する。国際貿易、技術援助、文化交流の拡大に重点をおき、積極的に与国をふやし、各新興国との関係樹立に努力する」とうたっている。3月30日、嚴家濂副総統兼行政院長が、国民党十全大会に対し行政報告を行なった。ここでは

外交に関連して国際関係の拡大に言及し、「積極的に国際機構の活動に参加し、与国をふやし、善隣外交を推進し、あわせて国際間の地域提携を拡大し、民主陣営勢力の増強によって、世界の正義と自由の促進を期する」と述べている。4月5日には、「中国国民党政綱」が十全大会で可決された。この第6項には、「国際間の中共政権に対する如何なる姑息的措置にも断固反対し、国連憲章を擁護し、国際正義の伸張に力を入れる。各友邦との互助協力を強め、あわせてアジア太平洋地域安全体制の樹立を促進する。与国を増やし、民族の力を結集して禍根を除き、世界平和の固定を図る。」としており、全く同じような主張がくり返し強調されている。

20年来、秋の国連総会で年中行事になっている中国代表権問題討議は、今回もまた日米等18カ国共同提案による重要事項案が、賛成71票反対48票で可決された。つづいて行なわれたアルバニア等17カ国の共同提案による「中国招請、国府追放」案は賛成48票反対56票で否決された。中国代表にとっては、その議席を19回連続して防衛したことになる。にもかかわらず、11月21日国連から台北に帰着した外交部長魏道明は、今や姑息的妥協の気分が充満しており、情勢は決して楽観を許すものでないことを警告している。事実、中華民国政府としては、国連代表権の保持を外交面での至上命令として、本年初めから活発な招待外交と訪問外交に加えて、技術援助を介しての票集めに絶大の努力を尽くしてきたのである。それに対する今回の投票結果が満足すべきものでないばかりでなく、カナダ等西側国家の中共承認の動きあるいは米国政府の対中接近の兆しなど、より不利な投票が予想される材料が増大こそすれ、改善される見込みはほとんどない趨勢に対して危惧を示したものである。

国連総会における投票で最も流動性をもつのがA・A諸国であることは周知のとおりである。ついでは最近になって、ようやく米国一逼到的な追従から脱却して自主性を打ち出そうと、とみに努力を見せている米州各国の微妙な動きがある。これを反映して中華民国の招待外交もA・A諸国にもっとも重点がおかれている。先ず1月27日～2月2日にレソト王国副総理、3月18日にシェラレ

オネの外相と農業相、3月22日にエクアドル大統領特使、3月23日にセネガル農村開発相と相いついで訪台している。4月25日にはガボン外相、4月30日にイラン外相、つづいて5月8日にグオメ農村開発相、5月24日にイラン農相、5月26日にシェラレオネ首相、5月30日にはグエン・バン・チュー南ベトナム大統領を相前後して迎えている。7月14日のポリビア特使訪台、8月1日の米ロジャーズ国務長官訪台につづいて、8月25日にはレソト王国首相が非公式ではあるが訪台している。10月2～11日の間訪台していたスワージーランド副首相一行は離台を前にして中共の国連加盟反対を声明した。10月23日にはニジェール大統領、11月9日にタイ経済相が台湾を訪問している。11月27日に外交部筋が、来春早々に米アグニュー副大統領が訪台することを明らかにした。このような招待外交が与国との関係の維持、強化に大きく寄与していることはいうまでもない。

招待外交と平行して、2月24日に蔣経国国防部長が韓国を訪問し、5月12日にはまた蔣介石総統の特使として蔣経国がタイを訪問している。時あたかもSEATOの解体、改組、あるいはASPACの軍事化が取沙汰されていた時期であるが、遂にその何れも実現を見るには至らなかつた。この間、蔣経国はまた3月30日にアイゼンハワー元大統領の葬儀参列のために渡米している。8月13日には考試院長孫科が韓国を訪問している。また、蔣介石総統特使として外交部次長楊西崑が7月上旬から約3カ月にわたってA・A 15カ国を歴訪し、ひき続いてニューヨークの国連総会に出席している。これは特に中国代表権問題討議にあつた票固めであることが判然としている。

戦前から良好な基盤をもっている台湾の農業を十分に活用して、近年来中華民国はA・Aおよび中南米の30数カ国にむけて農業技術協力団を派遣し、相当に成果を挙げている。今年になって新たに農業技術協力協定を締結したのものには、セネガル(3月28日)、イラン(5月27日)、メキシコ(6月20日)、ガボン(6月21日)、スワージーランド(8月19日)、コンゴ・キンシャサ(9月4日)、パナマ(11月12日)等がある。事実上中斷されていた外交関係を回復し、国連総会で「中国招請、国府追放」案について前年度の棄権から今回は反

対にまわったセネガル1カ国を除いて具体的な結果は現われていないにしても、このような農業技術援助の成果が外交関係の改善、ひいては国連における支持をつなぐのに大きく寄与していることは当然である。

国連議席の保持とあわせて、その関連機構との関係の強化に対する努力も払われている。国連開発計画管理委員会は1月11日、台湾の苗栗に困連養豚研究所の設置を決定している。中華民国政府はまた、ECAFEの鉄鋼センターの誘致に努力しているとも伝えられている。地域機構としては、ASPACが6月10日に川奈会議で、食糧肥料技術センターを台湾に設置することを承認した。12月2日には同センター執行委員会が70年4月に正式に開所することを決議した。また中華民国政府は5月中旬に共産圏内のソフィアで挙行された国際官営旅行機構連盟(IUOTO)の会議にも代表を派遣し出席させている。中共を承認している東欧共産主義国に政府の代表が派遣されることは、従来「一つの中国」の原則を固持してきた外交姿勢からは考えられなかったものである。

6月のASPAC川奈会議に出席した外交部長魏道明は開幕にあたって、ASPACを政治的あるいは軍事的な同盟に変えるような提案をする意図がないことを言明した。参加諸国間の空気から見て、あえて自からを孤立に導く恐れのある方向へは歩まないという、柔軟な外交姿勢をいち早く示したものである。その上で参加諸国から、国連議席についての支持を取りつける努力は怠っていないのである。つづいて6月20日のアジア国会議員連盟(APU)第6回理事会でも、中共国連加盟反対の共同声明をかちとっている。同じAPU第6回総会が台北で、11月25日に開幕した。地元国代表として議長を担任した谷正綱は開幕式演説の中で、アジア太平洋地域安全機構の設立を唱え、三つの提案を行なった。すなわち、「①アジア太平洋地域の自由主義国が全部加入することがもっとも望ましい。現在のASPACを発展的に強化して結成するもよし、また別の経路と方式によって結成してもよい。②米国もまたこの機構に参加して、兵器や装備の供給および経済支援を十分にすることによって、この機構が共同安全の作用を有効に発揮できるように希望する。③この機構は

一方で経済互助と文化交流に従事し、他方ではさらに真剣に政治団結と防衛協力を強化しなければならない。また、参会した各国議員は、それぞれの国会をとおして、その政府に影響を与えて、この機構実現を促すことを希望する。」というものである。ここでは、6月のASPAC川奈会議での魏道明外交部長言明には全く見られなかった、極めて積極的な姿勢と意欲を見せている。

ベトナム戦争をめぐる世界与論の動きと、グアム・ドクトリン以降の米アジア外交の転換を反映して、5月末にグエン・バン・チュー南ベトナム大統領を台北に迎えながら、ついに双方のイデオロギー面での共鳴を訴えるのみにとどまり、実質的には自衛面での協力さえも打ち出しえなかった。8月初めのロジャーズ訪台にあたって、現行条約上の義務の尊重という保証はとりつけたものの、米国の対中接近の動きに対しては、大いに不満としながらも何らなすところがなかった。このような不満と焦慮が、前述APU総会での谷正綱提案の形となって現われたものと見られよう。中華民国を含めたアジア太平洋地域非共産国の共同防衛体に、とにもかくにも米国を引き入れ、つなぎとめておこうとする意図がかくせないのである。

総じて中華民国の最近の外交姿勢は、現実の国際情勢に対して順応しながら自からの存立を保とうとする方向にある。ときには日和見的、あるいは姑息妥協的にさえ見られることも免がれまい。ひところの極端な原則論固持の頑くな姿勢が、徐々により現実的な、そしてより柔軟な方向に移りつつある。国際政治そのものが、国際正義や国家間の道義といったものよりは、むしろ国際間における力関係によって、より多く左右され支配されるという冷厳な現実の前には好むと好まざるとにかかわらず、この方向をたどりつつけるほかはないものと思われる。

グアム・ドクトリン以降、米政府首脳のアジア諸国歴訪、日米首脳会談等を経て米国の対アジア政策は、軍事の面も外交の面もふくめて、政策転換がその輪廓を明瞭にしつつある。対中国政策についても対話ないし接近の方向へ進む姿勢を見せている。現実的な政策で定評あるニクソン大統領の着実な転換のステップは、反対する余裕すら与



えないようにもみえる。沖縄返還に関する日米共同声明、中国とのワルシャワでの接触再開、中国向け旅行制限の緩和、台湾海峡の随時パトロールへの切換え、対中国貿易制限の緩和とつづいた一連の措置に対して、中華民国政府は、あるいは遺憾を表明し、あるいは非難の声明を発表した。双方のこのような姿勢は、平行線をたどる形で当分続くであろう。中華民国政府は言葉の上での批判、非難とあわせて、より現実的なものも求めると見る方がもっとも自然であろう。米国に対してはガム・ドクトリンの線に沿って、軍事援助の形で兵器装備補給の増加を求めよう。その意味では現在米国国会で難航しているファントム機供与関係の5400万ドル援助の成行きは興味あるテストケースといえる。一方日本に対しては経済的、あるいは財政的な援助を求める動きを見せている。その最も具体的な表示は、台北で行なわれた日華協力委員会総会の決議にあらわれており、今後は沖縄返還問題もからめてさらに積極的、具体的な要求が出されるものと見られる。

## 経 済

**概 況** 1965年にはじまった第4次4カ年計画は1968年で完了し、続いて1969年から第5次4カ年計画が始まった。68年の経済成長率は予定の7%を大きく上回って10.1%に達し、第4次4カ年計画期間の平均成長率も10.5%を記録して、前3次の4カ年計画のいずれよりも高く、このように高い経済成長率は、日本、韓国を上回って、アジアでは最高である。しかしながら社会間接資本投資が不十分であり、労賃水準の持続的上昇を考慮して、第5次4カ年計画の経済成長目標をひかえ目におさえ、その成長率を7%とし、そして経済建設の重点を道路・港湾・電源開発等の社会間接資本建設におき、同時に9年制国民教育を促進するために国民中学の校舎建設を、その重点工作の一つに加えた。一方、経済発展が随伴する物価上昇も、その上昇率を2～3%におさえようと予定している。部門別にみると、工業成長率を最低9.3%、農業を4.4%、輸出貿易を12.5%に予定している。

かかる経済発展目標は、69年上半期までは一応スムーズに推進され、9月3日の経合会（行政院

国際経済合作発展委員会の略称）第49次委員会における第5次4カ年計画執行経過報告で、69年上半期の国民総生産は、68年同期のそれよりも10.2%増加し、従って下半期に特殊な事情が起これなければ、69年の経済成長率は予定の7%を大きく上回って、10%に達すると発表された。

だが不幸にして、執行当局が懸念していた特殊な事情がついに発生した。それは9月28日と10月4日に相前後して台湾各地をおそった台風11号と台風12号がもたらした交通・運輸・通信・住宅・農業等の各方面に与えた大きな被害であり、特に台風11号の際には死者88、行方不明28、重傷62人という多数の死傷者を出したほどであり。2回の台風による直接損失は35億元にのぼると推定される、かかる不測の天災により、孫経済部長は10月30日立法院で最近の経済発展状況について報告した際、台風による災害が経済成長にかなり影響していると発表した。また11月27日には農復会（中国農民復興連合委員会の略称）の沈主任委員が、本年度の農業成長率は台風の被害により、予定目標の4.4%に到達できず、結果的には6年来の最低になる見込みと立法院で報告した。

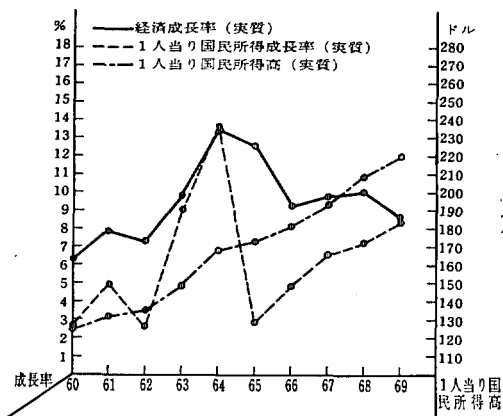
上述のような事情により、行政院主計処が12月15日に発表した初歩的な推定によると、69年の経済成長率は8.7%で、これは前年の10.1%に比べるとかなり低下しているが予定目標の7%を上回っており、国民所得の成長率は8.4%で平均1人当たりの国民所得は258ドルであり、前年に比して7.9%の増加と発表した。近年の経済成長率と1人当たり国民所得の上昇率は、図の通りである。

産業構造についてみれば、農業部門が国民総生産に占める割合は68年の23.8%から20.6%に減少し、工業部門のそれは逆に30.3%から32.0%に上昇して、しだいに工業化に向かって発展しているといえる。

資本形成もかなり順調で、個人と政府の消費支出は国民総生産の76.2%で、これは前年の77.3%を下回り、粗資本形成額は前年に比して16.3%上昇して、国民総生産の26.3%をしめ、前年の25.7%をやや上回っている。

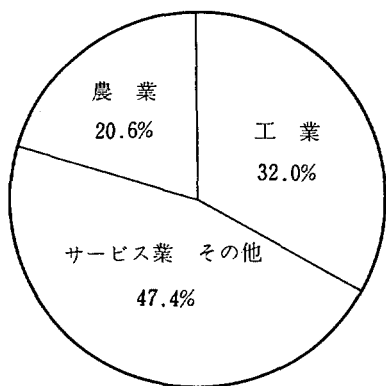
12月24日の経済部長の発表によると、本年度の貿易総額はおよそ22億6000万ドルで、前年に比して4億ドル以上も増加し、その増加率は21%に達

経済成長率



(出所) Taiwan Statistical Data Book 1969による。  
 (注) 成長率は64年の貨幣価値に換算して算出した。

69年の産業構造



(出所) 連合報の記事にもとづいて作成。

している。まず輸出についてみると国民総生産のうちの26.3%が輸出に向けられ、輸出金額は10億8700万ドルで前年に比して29%も上昇し、計画目標の12.5%の成長率の2倍以上に達している。輸出構造も過去の一次産品主体の様相から工業製品主体の方向へ移行し、その最も大きい品目は紡績製品で輸出総額の約24%をしめ、罐詰および冷凍食品、合板木製品、電気機械器具がそれに続き、バナナと砂糖の輸出貿易にしめる比重は、5、6位とそれぞれ後退した。

一方輸入は、産業の拡張に伴う原料と設備投資の増大により、なかんずく機械器具と金属類の輸入が大きく、総額11億8100万ドルで前年よりも15

%増大している。従って、本年の貿易赤字は9400万ドルに達しているが、これは68年の貿易赤字に比して約9000万ドルの減少であり、赤字の傾向はかなり改善されているといえる。かかる赤字をもたらした最も大きい原因は対日貿易によるもので、ちなみに1~10月の対日貿易をみると輸出1億4800万ドルに対し輸入が4億0300万ドルになっており、貿易赤字は2億4500万ドルで、これは68年同期の貿易赤字2億6000万ドルと余り変らない。この点については、政府当局および民間企業がともに重大視し、日華貿易協会の会合等で、日本側に関税引下げや一次産品の優先購入措置等を要請している。

貿易赤字の解消には、交易相手国に輸入優遇措置を要請するものもさることながら、最重要なことは技術革新によってよりよい製品を売りつけることである。一般に発展途上国は低廉な労働力に依存してコストダウンを図り、品質で競争するよりも価格で競争する傾向が強いが、これはやはり永続しえない戦略とおもわれる。国際市場で競争しうするためには廉価で良質な製品を生産しなければならず、従って品質改善には特に努力すべきである。近年台湾の輸出貿易は急速に伸びているが、各地の輸入業者や外交部の出先機関の経済担当官等から、輸出品の規格の不統一や品質不良等のクレームがあり、9月24日台北で開かれた第7回世界華僑貿易会議の際にも、華商代表が国産品の品質管理を強化するようとの要請があった。商品品質管理の担当機関である経済部も、これらの要請にこたえて工業製品の品質管理を強化するようになったのはしごく当然といえよう。

投資環境の改善による外資の誘致についても、担当機関の経済部がかなり努力しているようである。良質で低廉な労働力を基礎にして、外資の誘致を図った高雄輸出加工区の設置は、一応の成果をあげることに成功し、本年は、高雄近辺の楠梓に第2輸出加工区、台中近郊の潭子に第3輸出加工区の設置を決定し、現在それらの開発を進めている。もちろん、輸出加工区での工場設置は外資に限定していないし、外資の投資も輸出加工区に限られていないが、本年中に投資を認可された華商の投資件数は82で、外国投資は123であり、投資金額は前者が2500万ドルで後者が8400万ドル、

両者を合わせると合計1億1000万ドルになり、前年のそれと比較すると6%の増加になる。だが投資件数をみると、前年の338に対し本年が211で40%も減少している。これは1件あたりの投資額が増大し、従って投資規模が拡大したといえる。投資業種は電子および電気製品が最も多く、上半期についていえば、投資を認可された件数が99で金額が5298万ドル、そのうち16件の2874万ドルが電子および電気製品に投資する予定になっている。

従来、国際収支の赤字を補填していたアメリカ援助は、1964年で一応打ち切れ、65年以降はPL480にもとづく剰余農産物の供与を残すのみとなった。従って国際収支のバランスを達成するには、輸出の開発や外資の導入および外国借款に依存せざるをえなくなった。68年末現在の外国借款総額は下表の通りである。69年に借款の約定が決まった金額と用途は、初の原子力発電所の建設に対するアメリカ輸出入銀行の7900万ドルの融資、台湾鉄道局の設備拡張に対する世界銀行の3120万ドルの借款、マグロ漁船建造資金としてのアジア開発銀行の1000万ドルの借款等で、これらの合計金額は1億2020万ドルになる。このほかに円借款の第4年度事業計画として、3360万ドルが3月19日に日華両国で調印された。

69年は経済行政の面において画期的な変革が行なわれた。7月31日の行政院会議で、経合会組織規定の修正案が可決され、その職権は一段と強化された。それは現行業務のほかに新たに、(1)経済建設事業の調査研究および設計と推進、(2)各機構の重要な経済建設計画とその予算配分に関する、協調、管理、監督、審査、調整、分析監査、の2

項目が追加され、また経合会の主任委員は従来行政院長が兼任する慣行になっていたが、このたびは実力者の副行政院長蔣経国がそれを兼任することになった。

経合会の職権強化と同時に、行政院に新たに「財政経済金融会報」という組織が設置されることになり、分業作業にたずさわっている各部会(省庁)を統合し、中央集権の実をあげて国民経済の加速成長を図ろうとしているが、当会報の主席にも蔣経国が就任することになった。

当然のことながら、経済計画の推進に当たっては各省間の協調が非常に重要であるが、実際問題として各省の協調はそれほど容易なことではないらしい。だがこのたびは、実力者の蔣経国が「財政経済金融会報」の主席と経合会の主任委員に就任したことにより目下推進中の第5次4カ年計画は、以前よりも一段と大きな成果が期待できるだろう。

**農業** 1968年の農業成長率は6%で、予定の4.1%の成長率をかなり上回り、これを部門別にみると農作物が4.5%、林産が12.4%、漁業が10.8%、畜産が5%の成長率になっている。政府はこれらの実績にもとづいて69年の農業成長率を4.4%と決定し、そのうち米の生産目標を68年の生産量より5万トンふやして256万トンとした。

だがまえに述べたように、9月と10月の2回の台風の被害により、農業成長率なかならず農作物の成長率は、予定の4.3%を達成するのはむずかしいようである。だが上半期までの米の需給事情は安定的で、7月7日の台湾省議会の席上で糧食局長李連春が、68年の余剰米は49万トンに達する

主な外国借款 (68年現在)

|                       | 約 定 金 額   | 支 払 金 額   | 元 金 返 済 額 | 未 返 済 額   |
|-----------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 合 計 (千ドル)             | 613,018   | 391,718   | 53,167    | 338,551   |
| (千 元)                 | 1,331,918 | 1,331,918 | 39,171    | 1,292,747 |
| ア メ リ カ 援 助 (千ドル)     | 279,998   | 250,560   | 49,338    | 201,222   |
| (千 元)                 | 1,331,918 | 1,331,918 | 39,171    | 1,292,747 |
| 国 際 開 発 銀 行 (千ドル)     | 146,774   | 35,189    | 1,693     | 33,496    |
| I D A ( " )           | 13,084    | 13,084    | —         | 13,084    |
| 日 本 ( " )             | 99,206    | 58,445    | —         | 58,445    |
| ア メ リ カ 輸 入 銀 行 ( " ) | 63,356    | 34,440    | 2,136     | 32,304    |
| ア ジ ア 開 発 銀 行 ( " )   | 10,600    | —         | —         | —         |

と報告したことから、その実情が推察できるとおもふ。しかしながら68年にこのように大量の余剰米が生じたのは、同年において約60万トンの小麦が輸入された結果によるものとおもわれる。

だが米価は下半期に入ると必ずしも安定していない。68年と69年の10月末を例にとると台北市における蓬莱種上質玄米 100 kg の卸売価格は、前者が592円で後者が643元と約8.6%の上昇である。それで糧食局は米価の安定を図るため、11月2日より各主要都市で政府米の放出をはじめたが、その価格は北部地区では100kgあたり620元である。もちろん、政府放出米は質の面でかなりおちるが、米価は一応下落し、69年11月末の卸売価格は10月末のそれよりもやや下がって、100kgあたり636元になった。しかし12月に入ると米価は再び上昇しはじめ、12月15日にはそれが653元に上昇した。米価の上昇はコスト・インフレによることもあるが、それよりも需給要因に由来する面が大ききようである。例えば台風の被害が発生する前の9月上旬には、同じ蓬莱種玄米 100 kg の卸売価格は570円で、台風前後の米価にかなりの開きがあることから推察できるとおもわれる。それゆえ、69年の米産量は生産目標の256万トンはおろか、ことによると前年の251万トンにも達しないかもしれないが、正確には政府統計の発表を待たなければ、確信をもっていえない。

だが大量の政府米を掌握し、年間2.5%の人口増加率に対処して米価の恒久的安定を図るため、米作主体の農業政策は今後も変わらないだろう。9月1日の台湾省政府例会では、農作物の長期生産計画を可決し、米作面積を69年の82万2千ヘクタールから74年には83万7千ヘクタールにふやし、産量も毎年6万トンずつふやす計画を可決した。このような米作中心の政策は、優等水田の工業用地転換の可否について、台湾省議会で李糧食局長が省議員と激論した事実、最も端的に現われている。理論的には水田の転用に反対する理由はないが、結果的には、1～6等級の水田の転用は認められないことが決定された。

輸出農産品についてみると、従来首位に立っていた砂糖は、67年からバナナに取って代られ、68年のバナナ輸出額5700万ドルに対し、砂糖のそれは5000万ドルであり、69年においてもバナナの産

量が予定の68万トンを8万トン下回ったにもかかわらず両者の地位はやはり変っていない。

69年のバナナ輸出額は概算6500万ドルにのぼり、そのうち日本に輸出されたバナナは総計840万カゴで、1カゴ7ドルで計算するとおよそ5880万ドルになる。輸出バナナの大部分は日本向けであるが、日本市場における台湾バナナの地位は、エクアドルのバナナの進出によってしだいに後退している。輸送コストの面では、台湾バナナは地理的優位に立っているが、マーケティング・システムの繁雑さや品質の不均整が、かなりの支障になっているようである。日本のバナナ加工業者の話によれば、台湾バナナはエクアドルのバナナに比して、販売システムが複雑であり、中間マージンも台湾バナナの方が高いといっている。

複雑な販売システムに由来する輸出バナナの利権については、従来からいろいろと取り沙汰されてきているが、3月に至って高雄青果合作社の大規模なバナナ・スキャンダルが明るみに出、ついに中央銀行総裁兼財政部長徐柏園の更迭にまで発展した。この事件を契機にして、輸出バナナのマーケティング・システムおよび産地検査体制について、いろいろな論議が新聞紙上ににぎわしているが、要はいかにして需要側の要求にマッチした良質な商品を、適時に消費者に届けるかということである。

従来、台湾バナナは日本市場を独占していたおもむきがあり、供給側もその実情の上にあぐらをかいて、十分に需要側の要望を容れなかった感じがする。だが中南米のバナナの進出により、台湾輸出業者もしだいに目覚めて多少の改善策を講じるようになった。例えば、竹カゴ包装から紙箱包装への切替えがそれである。だがかかる改善策のテンポは必ずしも急速とはいえない。それでも、このたびのバナナ・スキャンダルは大きな刺激剤になったかもしれない。輸出バナナの包装は、7月1日からすべて紙箱に切り替えられたが、これは予定よりも1年早く達成されたといわれている。これもこのたびの事件がしからしめたかもしれないが、もしもこれを契機にして、産地の検査体制が強化され、それによって輸出バナナの品質向上が達成できれば、一時世論をにぎわせたバナナ・スキャンダルも、結果的には有意義な事件と

なりえよう。

69年の砂糖生産目標は88万トンに予定されていたが、近年の国際価格の不振により、作付面積はしだいに減少傾向をたどって、実際には73万トンの生産量しか達成できなかった。輸出量も国際糖業協定で年間63万トンと決められているが、69年の輸出割当額は56万7千トンになっている。だが、国際糖業協定以外のアメリカ向け輸出と、国内消費を差し引くと、56万トンの輸出を達成できないかもしれない。

本年度の農業投資の重点は、やはり灌漑施設の拡充にあるといえる。そのうち最も大きな施設は灌漑目的を主体とする曾文ダムの建設で、円借款の第4年度事業計画3360万ドルのうち、1600万ドルと糧食局が発行した6万5000トンのモミの実物債券の資金が、曾文ダムの建設資金にあてられることになっている。また台湾省政府も土地資源の開発利用の革新を図るため、69年から海岸の干拓事業を縮小し、その大部分の資金を、農業灌漑施設の建設に回すことにしている。

一方、近年の工業の急速な発展により、農業労働力の減少がしだいに表面化してきたため、台湾省政府は本年より農業機械化を全面的に推進することを決定し、10月27日東京で行なわれた第3回日華農業技術交流会議においても、農業機械化が中心議題として討論された。連合報によると、68年の耕耘機保有台数は全国で、2万1000台に達し、69年には、2万7000台に達したといわれている。これらの耕耘機は7～10馬力が大部分で、しかも耕作者自身所有のものは少なく、多くは賃耕の形式をとっている。当然のことながら賃耕は都市近郊に多いが、水田地帯にもかなり入っているようである。これとは逆に、役牛の頭数は年々減少傾向をたどり、工業化の進展と相まって機械耕作がしだいに普及されるのは明らかである。その他の農業機械、例えば田植機は、現在試用段階に入ったばかりである。

**工業** 68年の工業成長率は予定の9.2%を大きく上回って、ついにその2倍の18.9%に達し、国民総生産に占める割合も30.3%と、一応工業国としての初期段階に入った。だがその内容をみると、建築業が26%、製造業20%、公共事業16.3%、鉱業3.4%というように、住宅産業が4分の1以

上をしめ、製造業がわずか5分の1の割合をしめるにすぎず、実質的には工業国としての性格はまだうすいようである。69年の工業成長率も前年とほぼ同様9.3%と予定しているが、客観情勢から判断すれば、実質成長率がこの予定目標をこえるのはまちがいないだろう。

ところで、経済部があげている第1番目の工業発展業種は電子工業で、その製品によって貿易の進展を図ろうとしている。その現われとして第5回アジア電子工業会議が11月24日に台北で開かれ、開会式には嚴副総統も列席して、各国の技術提携を促進するよう要望し、また国際電子製品展覧会も同日より台北で幕を開いた。現在、電子類の製造工場は合計163にのぼり、69年の生産量はトランジスター類が400万台、テレビ受像機器が100万台、金額にして総計1億3000万ドルと推定され、そのうち輸出高が1億ドルで、貿易収支では3000万ドルの黒字になっている。

しかしながら輸出品目の王者はやはり繊維製品である。中央銀行の統計によると、1～11月までの繊維製品の輸出額は合計2億5400万ドルで、累年の最高記録をマークし、年末までには2億6000万ドルに達する見込みである。これを68年の輸出高と比較すると、40%以上の伸び率となる。繊維製品のうちでも最も多いのが綿製品で、次が合成繊維、毛織製品、麻製品の順序になっている。輸出先は主としてアメリカで、その次が香港、カナダ、インドネシア、タイ、南ベトナム等である。国際貿易局の発表によると、繊維製品の80%はアメリカに輸出されているが、最近アメリカ政府より自主規制の要望があり、5月15日にはスタンス商務長官がこの件で台北を訪問した。政府としてはこれに極力反対し、現在も担当官をアメリカに派遣して交渉中といっている。かかる事情はあるが、政府の見通しは楽観的で、70年には繊維製品の輸出高は3億ドルに達すると予測している。

輸入代替産業としてはじまった繊維産業は一応の成果をあげ、家庭用電気器具および電子製品も一部の部品を除けば国産品で生産できるようになり、労働集約的な軽工業で発展可能な品目はだいたい生産をはじめている。だがこれは発展途上国のいずれもやがて歩む過程であり、これを一つの転機として、より技術集約的で高度な工業を開発

せねばならぬとの見解に立って、現在政府が計画を進めているのが、年100万トンの一貫製鉄工場の建設である。だが製鉄工場の建設計画は利害得失の評価がむずかしく、いくつかの曲折をへて、やっと二期に分けて建設することに決定したところである。それゆえ、スチール産業についていえば、同じ開発途上国の韓国に一步先を抜かれたことになる。

高度な工業として現在推進しているのは自動車産業である。自動車の製造は従来、日産と技術提携を結んでいる裕隆会社が、独占事業として主に小型乗用車を生産していたが、68年より三富会社がライトバンと小型トラックの生産をはじめ、69年には、本田技研と技術提携を結んでいる三陽会社が、小型トラックの生産序列に加わり、最近では、六和公司も小型トラックの生産をはじめると報じられている。だがこれらの自動車工場の生産規模は小さく、自製率も40%以上ということで、今の所まだ幼稚産業の段階にある。かかる産業をいかにして育成し発展させるかが、今後の大きな課題であるといえよう。

ところで、今後の工業発展のネックは、動力と専門技術者の不足であるといえよう。台湾電力は従来の水力発電主体から、火力発電主体に切り替えているが、毎年渇水期になると工業用電気の使用制限措置をとっており、これが工業生産にかなりの影響をおよぼしている。例えば本年の4月末から5月末にかけて、総計3700万kw時の工業用電気の使用制限を行ない、電力会社が2千万元の減収をきたしたと報じているが、使用制限をうけた工場側の損失は、その数倍あるいは数十倍に上るかもしれない。人類が月に到着している時代に、電力がまだ自然降雨に依存せねばならぬのは

全く頼りないことである。

例えば第4次4カ年計画において、工業生産成長率は年15.9%で上昇し、しかも台湾電力会社は新規の電気使用の申請を認めない事情の下で、工業用電気の増加率は23.4%から90.1%に増大したにもかかわらず、供給電力の増加率は12.1%にすぎなかった。これによっても、工業成長率がいかに電力の制約をうけていたかが推察できよう。従って経済計画を立てる際に、なぜ工業成長率にマッチしたエネルギー源の計画を立てなかったかという疑問をもつものである。

台湾電力会社は69～78年の10年間に水力発電131万kw、火力発電161万kw、原子力発電100万kwの発電所を建設する長期電源開発計画を立てており、これが完成すると78年の発電能力は現在の3倍の580万kwに達するといっている。孫経済部長も経済発展に即応するため、これから毎年70億元を需要開発に投資すると表明しているが、これらの計画が確実に実現できれば、経済発展もいっそう着実に進行できるだろう。

人力資源については、前任の経済部長李国鼎が1月15日に、経済が急速に発展している現情で、各分野に人材が欠乏していると表明し、またクヅネツ教授が台湾を訪問した際に、人材の養成に最大の努力をすべきであるという意見を発表している。68年から国民教育が9年に延長され、政府も人的資源開発の第1歩をふみ出したが、人材の養成は技術者のみに限らず、経営者に関しても努力すべきであり、特に企業内訓練が欠乏している現状では、企業も社内訓練や海外研習に努力すべきである。これからはこの方向に進むべきであるようにおもわれる。

## 重要日誌

## 1 月

1日 ▼年頭恒例の「総統元旦文告」が發布され、中共毛林体制に対する批判と、今年度の重要施政方針が提示された。

2日 ▼14年の歴史をもつ外貨貿易管理審議会が廃止され、經濟部に新たに国際貿易局が設置され、同時に、「1969年度輸出バナナ品質改善執行方案」が公布された。

▼CAL 国内線 DC-3 型旅客機が台湾山脈南部に墜落、乗組員および乗客24名が全員遭難。

3日 ▼行政院は、自家用乗用車の輸入制限の緩和を決定した。

7日 ▼経合会の陶秘書長が、国際貿易座談会で第4次4カ年計画の実績を報告、同時に「農工業で貿易を培い、貿易で農工業を發展させる」を第5次4カ年計画のスローガンとしてあげた。

9日 ▼外交部消息筋は、韓国が ASPAC 常務委員会でアジア太平洋条約機構の結成を提案したときは、政府はこれを考慮する意向があると表明した。台湾省議会で、糧食局の李局長と議員たちが、優等水田の工業用地転用の禁止をめぐる激論した。

13日 ▼台湾省政府は「家庭計画研究所」の設置を決定し、人口圧力の計画的な軽減を図るため、今後は家族計画と産児制限を政府の手で推進する旨を発表した。

14日 ▼立法院が「道路交通管理処罰条例」の修正案を可決した。

▼李経済部長が、現段階の経済発展における人材の欠乏、人力資源の重要性を強調する談話を発表した。

▼酒タバコ専売局が、中興ビール工場の完成にともない本来度のビール生産量は750万ダースに達し、輸入の必要はなくなると発表した。

18日 ▼台湾訪問中のクズネツ教授が、経済専門家の養成の必要性を発表。

▼統合会の陶秘書長が、「アジア蔬菜研究センター」を台南県に設置することを立法院に報告。

▼財政部が、「税関コンテナ管理規則」を公布した。

19日 ▼農業労働力の不足を解決するため、台湾省政府は本年度より農業機械化の推進を決定した。

23日 ▼米華科学技術合作協定が台北で調印された。

24日 ▼台湾省食糧増産会議が台中で開催され、本年度の米生産目標を256万トンと決定した。

25日 ▼外交部は、イタリー政府の中共承認の動きについて、イタリー政府に対し嚴重な抗議を提出するよう

許駐イタリー大使に訓令した。駐カナダ大使は鄭公使をとめない、カナダ外務省にシャープ外相を訪ね、その中共承認の発言に対する中華民國政府の立場を伝え、これについての説明を求めた。

28日 ▼台湾地区の都市平均地権を実施するための、「土地債券発行条例」が立法院を通過した。

29日 ▼日華農業技術交流会議が台北で開催された。

30日 ▼日本外務省の消息筋によると、経合会の陶秘書長が第5次4カ年計画を実施するため、日本政府に3億ドルの長期借款を申し入れた。

## 2 月

2日 ▼レソト王国副総理兼内相一行が、週間の公式訪問日程を終えて本日離台。

▼行政院は肥料の価格と米との交換比率の引下げを決定し、その引下げ比率を検討するよう、經濟部と台湾省政府に通達した。

4日 ▼經濟部が、国内の自動車製造業の最低資本額を、暫定的に1億元とすることを発表した。

6日 ▼第5次4カ年計画が行政院会議を通過し、経済成長率は年7%と決定された。

8日 ▼本年度の砂糖輸出割当量が56万7000トンに決定、これは国際砂糖協定で決められた63万トンの90%に当たる。

10日 ▼全国工業展覽会が開幕。

11日 ▼財政部が、「入境旅客携帶行李物品申告検査課税規則」を公布した。台湾省鉄道局が、1969年～72年に42億元の設備投資を決定した。

13日 ▼行政院は、駐日大使陳之邁を駐パチカン大使に、駐パチカン大使沈昌煥を駐タイ国大使に、駐タイ国大使彭孟緝を駐日大使にそれぞれ任命した。

15日 ▼行政院は、本年度の施政方針を立法院に提出し、科学の發展と9年制国民教育制度の徹底推進を最優先とすることを明らかにした。

16日 ▼1968年の国民総生産、国民所得、資本形成、産業構造等を政府が正式に公表した。

20日 ▼行政院が、「女子服務軍事補助勤務条例」案を可決した。今後、法定適令女子も、軍隊で軍事の補助勤務に服さねばならぬことになる。

21日 ▼パラグアイと中華民國の友好条約批准書の交換儀式が台北で挙行された。

24日 ▼国防部長蔣經国が、韓国の公式訪問のため台北を出発、日程は、5日間。中国民主社会党主席張君勱

氏がアメリカで死去。

▽アジア太平洋地域食糧肥料会議が台北で開催され、肥料の施用による増産問題について検討が行なわれた。

26日 ▽行政院は、50万kwの原子力発電所の建設を可決し、4月中にアメリカで入札を行なう予定、1975年に完成の見込みで、その総工費は約48億元に達する。

▽台湾省畜産生産会議が台中で開催された。

27日 ▽行政院が「1969年度缶詰食品事業輸出促進方案」を可決した。

### 3 月

3日 ▽日本商品展覧会が台北で除幕され、展示品は機械工具が主体になっている。

4日 ▽楊経済部次長は立法院で、政府は対日輸出品に関する日本側の各種の制限を、早期に撤廃するよう積極的に交渉していると報告した。

5日 ▽連合報と経済日報が、日本の産経新聞および工業新聞と姉妹新聞の提携を結んだ。

6日 ▽行政院会議は、「大学法」修正案を可決して立法院に送付した。

8日 ▽外交部は、シンガポールに商務代表団を常駐させると、正式に発表した。

10日 ▽台湾省政府が、1～6等級の優等水田の転用を禁止すると公表した。高雄青果合作社の、大規模なバナナ・スキャンダルが明るみに出た。

11日 ▽韓国紡績代表団が台湾を訪問、「紡績業連合小組」を組織することを決定した。日華航空運輸臨時協定の談判はじまる。中華民国政府はモーリシャス政府と共同声明を発表、近く両国で農業技術合作協定を締結することを表明した。

12日 ▽行政院会議が、「戸籍合一実施弁法」を可決し、7月1日より台湾地区で、1カ年の実施を試みると決定した。

14日 ▽魏外交部長は立法院で、琉球の帰属問題に対し、政府は一貫した立場のもとついで処理すると報告。

▽石川島播磨重工で建造された、台湾最大のタンカー「伏羲号」が完成、本日高雄港に入港した。

17日 ▽李経済部長が、第5次4カ年計画の総投資額は1950億元に達すると発表した。1970年度の台湾省総予算は、最終的に116億元と決定した。これは前年に比して23億元の増加になる。

18日 ▽シエラレオネのブリワ外相台湾を訪問。

19日 ▽円借款の第4年度事業計画が日華両国で調印され、その総金額は3360万ドルになる。

▽日華バナナ貿易会議台北で開催される。

▽經濟部が工場の設立登記規則を修正公布し、また同

部に金属工業研究所が設立された。

22日 ▽日華航空運輸臨時協定会談は合意に達し、協議書の調印が行なわれた。

▽エクアドル大統領特使のコルドバ氏が台湾を訪問。

▽財政部が、「保険業管理弁法」を修正公布した。

23日 ▽セネガルのシアン農村開発部長が台湾を訪問。

26日 ▽国家安全特別会議が、「動員時期自由地区中央公職人員増選補選弁法」案を修正可決し、蔣総統がこれを裁可した。主な内容は、①中央級民意代表(国会議員)の増補は台湾地区に限り、海外華僑の居住地区では当分これを実施しない。②國民大会代表は増員選挙と補欠選挙を行ない、立法委員と監察委員は増員選挙のみを行なう。

27日 ▽行政院会議は、1970年度の施政計画と中央政府の予算案を可決した。

28日 ▽中華民国とセネガルの農業技術合作議定書が調印される。

▽アジア開発銀行が、遠洋漁業の発展のために、漁船建造資金として1000万ドルの借款を認めると発表した。

29日 ▽中国国民党十全大会が台北で開かれ、蔣介石総裁が開会式に参加し訓示を与えた。

30日 ▽国防部長蔣経国は、故アイゼンハワー米大統領の葬儀に、蔣総統の名代として参列するため、本日台北を出発した。

### 4 月

1日 ▽スハルト大統領の弟を団長とするインドネシア経済使節団が台湾を訪問、インドネシアは台湾の投資を歓迎するという談話を発表した。

3日 ▽台湾省漁業局が、漁業の5カ年計画を発表した。総投資額は58億元で、漁船15万トンの建造を予定している。

4日 ▽中国国民党十全大会は、党規約の修正案を可決し、従来の副総裁制を廃止するほか、中央評議会に主席団を設けることを決定した。

▽味全食品会社の味の素製造技術は、韓国・南ベトナムのほかに、インドネシアにも進出した。

5日 ▽中国国民党十全大会は、「中国国民党政綱」を修正可決し、同時に、現段階における党の建設計画を修正可決した。

8日 ▽中国国民党十全大会は、蔣介石を総裁に再選した。同大会はまた総裁が提出したリストの153名の中央評議員と、11名の主席団主席を満場一致拍手で承認した。

9日 ▽中国国民党十全大会は、99名の中央委員と51



## 5 月

名の候補中央委員を選出した。同大会は十全大会宣言を採択しそれを公表した。

10日 ▼中国国民党第十回中央委員会第1次全体会議と、中央評議員第1次全体会議の合同会議が開かれ、総裁指示による中央委員会秘書長と3人の副秘書長の再任と21名の中央常務委員の指名を、満場一致で承認した。

▼1969年度台湾省国民住宅建設計画は、2万5000戸の住宅を建造することを決定した。

11日 ▼外交使節会議台北で開かれる。

▼行政院會議は、優生保護政策を実施し人口素質の向上を図る「中華民国人口政策綱領」を可決した。

12日 ▼外交使節会議が閉幕、国民党十全大会宣言を今後の外交工作の最高指導方針とすることを確認した。

13日 ▼台湾省政府は、土地資源の開発利用の革新を決定し、今後は干拓事業を縮小し、大部分の資金を灌漑施設の建設に回すことを決定した。

17日 ▼土地法第16条の規定にもとづいて、梧棲および淡水の港湾付近の私有地に、1年間所有権の移譲を禁止する總統命令を公布した。

19日 ▼外交部は、新たにマルタ國に大使館を開設することを発表した。本年度の1期作モミの政府買上げ価格を、前期より9元ひき上げて、100kg 当たり380元にする決定した。

21日 ▼新設立の台北市立銀行が、本日より正式に営業を開始した。

24日 ▼旅券条件施行細則の修正案が、行政院會議で可決された。

25日 ▼ガボンのエレゴネ外相が台湾を訪問。

26日 ▼アメリカの繊維製品輸入規制について、世論は、政府が各國と協力して反対するよう呼びかけた。

▼三菱商事と裕榮冷凍工場が、冷凍豚肉の輸出の業務提携を決定した。

27日 ▼1969年度の米産目標を256万トンにする、政府が正式に決定した。

▼工場法に従って、労働者の労働時間を1日8時間とした規定を厳守するよう、台湾省政府が全省の工場に通達した。

28日 ▼「聘用人員聘用条例」が公布された。

▼中央銀行総裁兼行政院政務委員徐柏園が、免職になる。1970年度の公債発行条例草案が立法院を通過し、発行額は原案の30億元から28億元に減少した。

▼渇水期のため、台湾電力会社は本日より、5万kwの工業用電気の使用制限を発表した。

30日 ▼イランのザヘダイ外相が台湾を訪問。

1日 ▼軍艦3隻からなる親善訪問艦隊が、シドニー港に到着した。

▼行政院が、農業が設立されている郷鎮(町村)には合作社の新設を認めず、合作社には蔬菜の卸売業務の兼営を認めない方針を決定した。

4日 ▼中華民国とイランの両国外相が共同声明を発表し、両国は経済と文化の交流と協力を強化することを強調した。工業用電気の使用制限が更に2万kw追加され、合計7万kwの制限になる。

5日 ▼中国国民党中央委員会第5組主任に梁永章が任命された。

台湾省黄主席が、台湾循環鉄道の建設とコンピューターによる切符販売を計画するよう鉄道局に指示した。

▼台中地区の輸出バナナ関係者が、横流しバナナに1カゴ1.2ドルのリベートをとり、東港では重量をごまかしている事実が明るみに出た。

6日 ▼国連本部は、中華民國政府が1955年に締結された國際貨物販売協定を遵守しない旨を、事務総長宛に通告したことを発表した。

▼工業用電気の使用制限が、15万kwに増大した。

▼26國に在住する華商の観光事業代表400余人が、台北で第1回世界華商観光事業連誼会を開催した。

8日 ▼ダオメのカロロ農村開発部長が訪華。

9日 ▼台湾省財政庁が、未利用の敷地に対し、2~5倍の空地税を賦課することを公表した。

▼台北市の鉄道高架工事は、北門と万華の区間から先に着工し、所要経費は合計13億元で、4年後に全工事が完成される予定と発表された。

11日 ▼陶声洋を団長とする中華民國行政視察団が韓国を訪問。

12日 ▼蔣經國特使がタイ國を訪問。

▼FAOが、農村託児所と土壤保全事業に、合計1440万ドルの援助を与えることを発表した。

15日 ▼アメリカのスタンス商務長官が台北を訪問、紡績業界の代表が、いかなる自主規制の提案にも応じないよう、政府当局に働きかけた。彭駐日大使が大阪万博の中國館にくわ入れ。

16日 ▼工業用電気の使用制限が20万kwに増大し、制限時間は1日16時間に延長され、制限業種に紡績・食品工業・セメントの三つが追加された。

▼行政院が、「台湾地区反乱鎮定時期戸政管理規則」を公布した。

17日 ▼タイ國訪問中の特使蔣經國が、離タイをまえに声明文を発表した。

▽政府はアメリカの繊維自主規制の提案を拒否し、両国は合意を得るに至らなかった。

▽青果合作社連合会が、高雄近郊で紙箱製造工場を建設することを決定した。

20日 ▽第6次4カ年計画期間内に、桃園に新国際空港が建設されることが決定された。

台北・台中・高雄・基隆の4市に、合計11万8000本の電話の増設が確定され、所要経費は合計21億元に達する。

22日 ▽行政院會議が、株式会社の最低資本額規則を可決した。工業用電気の制限が一部解除され、制限時間も1時間短縮された。

24日 ▽イランのツェハデイ農相が訪華。

▽工業用電気の制限は、本日よりその大部分が解除された。

25日 ▽ヨーロッパ8カ国の工業機械展覧会が台北で除幕された。

26日 ▽シェラレオネのスティブンス首相が訪華。

27日 ▽中華民国とイラン両国の稲作技術合作協定が台北で調印された。

28日 ▽台湾省鉄道局が、かねて申請していた、総額3120万ドルの世界銀行の借款が調印された（年利6.9%、15年割賦償還）。

▽台湾電力会社が、長期電源開発計画の修正案を經濟部に提出した。

30日 ▽南ベトナムのグエン・バン・チュー大統領が訪華。

## 6 月

1日 ▽渇水期が過ぎ去り、台湾電力公司是工業用電気の制限を全面的に解除した。なおこんどの制限電氣量は合計3900万kw時で、台湾電力公司の減収は2000万円にのぼると発表された。

▽地域および都市の開発に、政府は218億元を投資し、4年以内に七つの計画を完成させることを発表した。

3日 ▽蔣總統とグエン・バン・チュー大統領が共同声明を発表し、北京中共政權が実はアジア諸國動亂の根源であり、その武力侵略政策はアジアの安全と世界平和にとって、重大な脅威となっていると主張した。

6日 ▽台湾省地方（県と市）予算の編成が成立し、予算総額は68億8000萬元に達すると発表された。

9日 ▽伊東の、川奈ホテルで開かれている、第4回ASPAC閣僚會議で、魏外交部長が、ASPACを政治もしくは軍事同盟に変えるよう提案する意図がないことを言明した。

海軍の親善訪問艦隊がマニラに入港した。

本日より食塩の価格が、kg当たり2.68元から4元に

調整された。

10日 ▽ASPAC閣僚會議は、中華民國の提案を可決し、台北に糧食肥料技術センターの設立を可決した。

12日 ▽台湾省議會で、肥料の売価と米肥交換比率の調整が可決された。（硫安とモミの交換比率は、従来の1:0.83から1:0.79に、尿素は1:1.50から1:1.36に引き下げられ、硫安の売価は、トン当たり3600元から3300元に、尿素は5800元から5400元に、それぞれ値下げとなった）。

13日 ▽駐國連常任代表劉鐸は、安保理事會がローデシアのスミス政權に対してとるいかなる適切な行動をも支持すると表明した。

14日 ▽教育部が、「國民教育發展計畫」を公布した。

▽第15回日華バナナ會議が東京で開かれた。

▽基隆市の五堵にコンテナ集散場を建設することが決定され、コンテナ船の民間經營を認めない方針が発表された。

18日 ▽經濟部が、日本の欠陥車の調査にのりだし、欠陥の事実があればその輸入を認めない方針であると発表した。日華貿易經濟會議が台北で開かれ、貿易赤字の解消について検討が行なわれた。

20日 ▽アジア國會議員連合會第6回理事會に参加した各國議員は、會議終了後に共同声明を発表、中共の國連加盟に反対することを表明した。ただしインドネシア代表團は、この点について態度を保留した。

▽政府はメキシコと農業技術合作協定を締結した。

23日 ▽ガボンと農業技術合作協定を締結。

25日 ▽行政院の人事異動として、副院長に蔣經國、國防部長に黃杰、財政部長に李國鼎、經濟部に陶洋萍、教育部に鐘岐光がそれぞれ任命された。台湾造船公司以建造されていた3万トンの貨物船「正義号」が完成し、本日シンガポールに向けて出航した。

26日 ▽台湾省主席に陳大慶（前陸軍總司令）が任命された。行政院は新たに「財政經濟金融會報」を設置することを決定した。

27日 ▽財政部が、銀行の設立制限を緩和する方針を発表。孫交通部長が、独占性のない交通運輸事業を、できるだけ民營に開放する談話を発表した。

28日 ▽副參謀總長をふくむ軍部の高級人事異動が発令された。

1日 ▽トルコの下院議長ポツペリが訪華。

▽「反亂鎮定期台湾地區戶政改進弁法」（戶警合一制度）が本日より実施された。

▽電氣料金が調整され、それと同時に従来の電氣臨時

税が撤廃されることになった（1kw 時当たり非営業用が0.79元から0.91元に、営業用が1.88元から2.1元に値上げ）。

第1回の食糧債券が発行され、その総額は蓮菜種のモミにして3万2051トンとなる。

輸出バナナは本日より全部を紙箱包装に切り替え、これは予定よりも1年早く実施された。台中青果合作社のバナナ・スキャンダルの関係者が送検された。

2日 ▼反共救国軍の海上突撃隊が、福建省閩江付近の中共海軍艦艇を奇襲し、これと交戦した。

3日 ▼台湾省政府の委員、庁長、処長等の人事異動が発表された。

6日 ▼外交部次長楊西崑が特使として、アフリカ15カ国の歴訪に出発。

7日 ▼世界華商会議がホノルルで開かれ、僑務委員長高信がそれに列席した。瑞芳の瑞三炭鉱で空前の爆発事故が発生し、死者21名、負傷者64名と発表された。

8日 ▼糧食局長李連春が、昨年の余剰米は49万トンに達すると発表、省議員は小麦の輸入をしばらく停止するよう申し入れた。

10日 ▼行政院會議は、年度の期日について今後は一律暦年を使用し、1月1日から12月31日までを1年度とすることに決定、予算法の關係条文を修正することを議決した。

11日 ▼内政部が、新しい「勞工保險条例施行細則」を公布した。

14日 ▼ガンビアと正式に国交関係を樹立

▼ボリビアの特使シライスが訪華。

15日 ▼魏外交部長とボリビアのシライス特使が、両国の友好条約批准書を交換し、文化協定の調印を行なった。

16日 ▼セネガル共和国との外交関係が回復した。

17日 ▼行政院が、大陸棚の天然資源に対する主権行使の権利を主張する政府声明を発表した。

18日 ▼米華科学協力計画実施措置の約定が合意に達し、正式に発足した。

21日 ▼中国青年党全国代表大会が台北で開かれた。

▼日本台湾航路における大規模な海上密輸組織が発覚、関係船舶61隻で600航海次にのぼり、密輸金額は125万ドル以上になると報じられた。

22日 ▼外交部スポークマンは、米国の中共向け貿易・旅行制限緩和の内容について事前連絡があり、米側のこの決定は、米国の対華政策あるいは対中共政策の変更の前ぶれにはならないという釈明があったと言明した。

24日 ▼行政院が、「所得税法施行細則」を修正可決した。

25日 ▼中国青年党全国代表大会は、主席5名を推挙し、大会宣言を発表して開幕。

▼政府は、中央信託局が輸入を申請していた2千台の日本製の自動車に、もし欠陥が認められなかったら輸入を認可すると発表した。また、国産の三陽および三富の自動車の安全性には問題がないと発表された。

29日 ▼「公務員職位分類法」案が立法院を通過し、行政院は9月から実施に移すと発表した。梅梓と潭子の両輸出加工区の開発を、積極的に進めるよう、陶経済部長が関係部門に指示した。

31日 ▼行政院會議は、「行政院財政經濟金融會報組織規程」を可決し、蔣経国をその主席に当てることに決定した。経合会の職権が強化され、蔣経国がその主任委員に任命された。

## 8 月

1日 ▼米ロジャーズ國務長官が台北を訪問、空港で声明を発表し、中華民国に対する条約上の義務の遵守を表明した。

3日 ▼蔣總統とロジャーズ國務長官の公式会談は、2時間25分に達するものであったが、米華双方とも会談の内容の発表をさけた。ロジャーズ國務長官は離台直前台中で記者会見し、「米国の対華政策は変わらず、米華間の条約義務は履行する。」と語った。

4日 ▼琉球政府副主席知念朝功が台湾を訪問。

5日 ▼台湾省政府は、第1期作モミの買上げ価格を、100kg 当たり374元と発表した。

第16回日華バナナ会議が台北で開かれる。

6日 ▼新しく設置された「財政經濟金融會報」の第1回会議が開かれた。

7日 ▼行政院會議で、アメリカ輸出入銀行の7900万ドルの融資による、初の原子力発電所の建設を認可した。

▼立法院、「分類職位公務人員任用法」を修正可決。

11日 ▼中央銀行がフランと元の為替レートを公布、買入れが1：7.20で売出しが1：7.22。

經濟部が、工業製品の品質検査を強化することを発表した。

13日 ▼考試院長孫科が韓国訪問へ出発。

15日 ▼中華民國とインドネシア両国の民用航空局長が、航空権の交換協議書を取り交わした。

16日 ▼教育部長鐘皎光が、9年制の国民教育の徹底を図るため、私立中学の設立を制限すると立法院で報告した。

19日 ▼スワージーランドと農業技術合作協定を締結した。

21日 ▼行政院會議は、新国際港の建設について先に

梧棲港を開発し、淡水港の開発はその後にするとして決定した。梧棲港の建設工費は合計43億と推定され、10年後に全工事が完成する予定。また、南北高速道路については、まず二重・中壢間を先に着工すると決定した。

25日 ▼レソトのヨナタン首相が、非公式で台湾を訪問。

27日 ▼「公司法」の修正案が立法院で可決された。

29日 ▼計画中の南北高速道路は国道に指定されることとなり、これは台湾地区の最初の国道となる。

## 9 月

1日 ▼台湾省政府例会は、農作物の長期生産計画を可決し、米の作付面積を1969年の80万2000ヘクタールから、1974年には83万7000ヘクタールに増やし、米産量も毎年6万トンずつ増やす計画をたてた。

3日 ▼行政院主計処の推計によると、今年上半期の国民総生産は、昨年同期に比して10.2%増加し、特殊な事情がない限り、今年度の経済成長率には達する見込みと発表された。

4日 ▼コンゴ共和国（キンシャサ）と農業技術合作協定を締結。

▼行政院会議は、行政院国家科学委員会の組織を拡大することを議決した。

6日 ▼教育部が、私立小学校と幼稚園での英語の授業を禁止する命令を出した。

7日 ▼外交部は政府が正式にリビア新政権の承認を決定したと発表した。台湾の鉄道10年長期発展計画が決定し、1969年以降の10年間に、115億元を投資する予定である。

9日 ▼外交部は、親中共14カ国が国連に中共支持案を提出したことについて、公式論評の発表を拒絶した。

11日 外交部が、ハイチとの友好条約は批准書の交換を終えて発効したと発表した。

12日 ▼5人の中国国民党老年高級幹部は、蔣総裁が提唱した「依例自退」運動に応じて勇退を申し出た。また、同党中央委員会は、政府機関に在職中の老年党員がこの運動に応じて引退し、新陳代謝を促進するよう要望している。

16日 ▼交通部所管の国営企業である「観光開発公司」が、対外的営業を開始した。沖縄の自民党総裁西銘順治夫妻が、政府の招きで台湾を訪問した。

17日 ▼国連総会で、中華民国が昨年を10票上回る89票で副議長に選出された。

18日 ▼原子能科学の発展を図るため、政府は行政院原子能委員会の組織を拡大するほかに、その名称を「国家原子能委員会」に改称することを決定した。

▼アメリカ13州の貿易使節団一行30人が台湾を訪問。

21日 ▼行政院は現段階における社会建設綱領の執行項目と、その予定進度を制定し、1972年までに完成するよう各担当機関に指令した。

24日 ▼第7回世界華商貿易会議が、台北で開催された。華商代表が国産品の品質管理を強化するよう政府に要望した。

25日 ▼行政院は「台湾北部区域建設計画」を可決し、その計画面積は3677平方キロメートルで、1988年までに5期に分けて実施することを発表した。經濟部が、歌林公司与日本のコロンビア(株)との技術提携によるカラーテレビの生産を認可した。

28日 ▼經濟部長陶声洋氏がニューヨークで病死、享年50歳。

▼台風11号が台湾全地域をおそい、死者88名、行方不明28名、重傷62名を出したほか、倒屋1万以上、農作物の被害は非常に大きいと報じられた。

29日 ▼台風11号による被災救援は順調に展開され、断水、停電、交通等も大部分が正常な状態に回復した。

## 10 月

1日 ▼經濟部長陶声洋の死去により、交通部長孫運璿が経済部長に横すべりし、交通部長に張継正、経合会副主任委員兼秘書長に費驊がそれぞれ任命された。

国連総会に出席するため、魏外交部長がアメリカに向って出発した。

科学発展計画の第1次4カ年計画に、24億元の経費をあてることが決定された。

2日 ▼スワージーランドの副総理スカタイが台湾を訪問。

4日 ▼台風12号が台湾北部をおそい、台北市一帯が冠水、空港は閉鎖され、鉄道は運休となり、罹災者は30万人をこえると報じられた。嚴副総統が罹災区を視察し、全力をつくして救災作業に従事するよう、軍部と警察機関に指示を与えた。水害により、各地の蔬菜価格が急激にこ騰した。

6日 ▼国連総会で魏外交部長が代表演説を行なったが、ソ連代表団は数年来の慣例に反して退席をしなかった。

10日 ▼国慶記念日にあたり、蔣総統が恒例の国慶文告を発表した。

15日 ▼IMFの特別引出し権で中華民国が初年度に、1億4千万ドルの割当額をうけたと中央銀行の俞総裁が語った。

16日 ▼「公務員職位分類法」が本日より施行された。

▼中国青年党の元老左舜生が香港で病死した。

17日 ▼日、米、豪等12カ国は、国連における中国代表権問題の重要事項指定の再確認決議案を提出した。

▼国際貿易局が1～9月の外国貿易を発表、それによると輸出が7億6360万ドルで、輸入が7億8330万ドルになっている。

18日 ▼政府は農業機械化を促進するため、3年計画をたてて合計14億元を投資する予定と発表した。

23日 ▼ニジュール共和国の、ジオリ大統領夫妻が訪華。

▼検験局が食品および缶詰にサッカリンの使用禁止を重ねて通達した。

24日 ▼外交部スポークスマンは、中ソの国境問題会談に対し、そのいかなる承諾や条約もすべて非合法かつ無効であると発表した。

26日 ▼中華民国とニジュール両国元首が共同声明を発表、国連憲章を守り、各民族が自決の自由をもつことを確信し、他国の内政に干渉する行為を非難することを強調した。

27日 ▼米華科学合作連合会議第6回年次会議がワシントンで開かれた。

30日 ▼孫経済部長が立法院で経済発展の情勢を報告し、2度の台風による災害が経済成長にかなり影響をおよぼしていると語った。

31日 ▼議会で立法院長黄国書を侮辱したかどで、立法委員魏惜言が院会の決議で、院会への出席を6回停止される処分を受けることになったが、この種の処分は全く前例がないものである。

▼孫経済部長が、電源開発のため政府は毎年約70億元を投資し、1974年の発電能力は現在の2倍の265万kwに達すると発表した。

## 11 月

1日 ▼中国民主社会党が、臨時全国代表大会を開催した。

2日 ▼米価の安定を図るため、糧食局が政府米の放出をはじめた。北部地区での放出価格は蓬萊玄米100kg当たり620元、在来米が610元である。

▼韓国の産業視察団一行12人が台湾を訪問した。

3日 ▼国連総会で、中国代表権問題の討議がはじまる。日本が国連総会で、正式に中国代表権問題の重要事項指定を提案した。

▼人口圧力を緩和する家族計画を実施して以来、人口増加率は2.38%に下がったが、将来はそれを2%以下におさえると発表された。

5日 ▼台北市第1回市議会議員選挙の選挙活動がはじまった。

6日 ▼米輸出入銀行が7900万ドルを台湾電力会社に融資し、初の原子力発電所の建設にあてることが決まった。

▼中央級民意代表選挙の立候補者の政見発表に、テレビを利用することが認可された。また、それらの政見内容は、選挙監督機関の審査をうけねばならないと規定された。

6日 ▼タイの経済相が訪華、両国の貿易促進について孫経済部長と意見を交換すると伝えられる。

▼原子力科学の発展を促進するため、明年度の工作計画が決定された。

12日 ▼国連総会で中国代表権問題について投票が行なわれ、中共支持案は48対56票で否決され、重要事項指定再確認案は71対48票で可決された。

▼輸出加工区設置管理条例の修正草案が経済部の法規委員会を通過した。

15日 ▼第1回台北市議会議員選挙の投票が行なわれた。当選議員48名のうち42名が国民党員であった。

17日 ▼日華貿易会議第3回総会が台北で開かれた。

▼従来社会処の管轄下にあった漁業会の管理が、漁業局の管轄に移されることに決定した。

18日 ▼陳台湾省主席が省議会の施政報告の中で、9年制国民教育に言及、本年度の小学卒業生の進学率は前年の71.05%から74.13%に上昇と発表した。

19日 ▼日華経済協力委員会第14回総会が台北で開かれた。

20日 ▼行政院はタイとのとうもろこし輸入協定の交換公文を承認した。

▼行政院は台中輸出加工区を潭子に設置し、梧棲港にも輸出加工区を設置する予定と発表した。

22日 ▼外交部スポークスマンは、佐藤・ニクソン共同声明について論評し、沖縄問題がしかるべき手続きをふまずに決定されたことを遺憾とすると表明した。

24日 ▼第5回アジア電子会議が開かれ、嚴副総統が電子工業の技術提携を強調した。

25日 ▼アジア国会議員連盟(APU)第5回大会が開かれ、参加国は9カ国、他に3カ国がオブザーバーとして列席した。

27日 ▼農復会の沈主任委員が、本年度の農業成長率は2回の台風の被害により、予定目標の4.3%に到達できないと報告した。

▼外交部は、アグニュー米副大統領が70年1月2日に訪台することを明らかにした。

29日 ▼3カ月余にわたってアフリカ26カ国を歴訪してきた外交部次長楊西崑が帰朝。

## 12 月

1日 ▽第2回の糧食債券が発行され、その総額は蓬萊種のモミで3万2051トンになる。

2日 ▽中華民国と韓国両国の民間経済会議が台北で開かれ、両国の経済貿易協力について意見を交換した。

▽日本に、はじめて輸出されるポン柑が基隆港を出航した。

3日 ▽行政院主計処の推定によると、本年度の国民総生産の実質成長率は、8.9%に達すると発表された。

台風11号と12号による災害損失は、約35億元に達すると杜財政庁長が台湾省議会で報告した。

4日 ▽経済の発展により、台湾省会計1969年度の税収は予定よりも33億元の増収になったと発表された。

▽国際貿易局が、人工甘味料をふくむ食品の輸入を禁止すると発表した。

5日 ▽中央級民意機関代表（国会議員）の補欠選挙の公開選挙活動がはじまる。

9日 ▽第17回日華バナナ貿易会議が、東京で開かれる。

11日 ▽第2回華・タイ経済合作会議がバンコクで開かれ、孫経済部長がこれに出席した。

12日 ▽立法院が、核拡散防止条約を承認した。

15日 ▽行政院主計処の算定によると、本年度の実質経済成長率は8.7%で、国民所得の実質成長率は8.4%になり、1人当たり国民所得は258ドルで前年に比して7.9

%の増加になる。

17日 ▽米華科学技術合作計画弁法が完成し、即日実施に移された。

19日 ▽新しい労働保険条例は、来年正月1日より実施されると内政部が発表した。

▽東京台北間の宇宙衛星によるテレビ電送が始まった。

20日 ▽中央級民意機関代表（国会議員）補欠選挙の投票が行なわれ、国民大会代表15名、立法委員11名が選出された。投票率は台北市で43.58%、台湾省で59.77%である。

21日 ▽台湾省鉄道局は、鉄道の電化を検討中と発表した。

24日 ▽孫経済部長が、今年の外国貿易総額は往復22億ドルをこえ、入超が大幅に是正される見通しであると発表した。

25日 ▽国民大会代表の年会が台北で開かれ憲法記念日を祝った。

28日 ▽フィリピン大統領就任式典に参列するため、考試院長孫科が台北を出発。

29日 ▽台北市議会が2名の監察委員の増選投票を行った。

31日 ▽アグニュー米副大統領の訪台をまえにひかえて、外交部がアメリカの対中共輸出緩和措置に対する抗議声明を発表した。

参 考 資 料

1. 1969年度の主要法律, 条約, 法令
2. 蔣介石總統元旦文告
3. カナダ外相の中共承認意図表明に対する抗議声明
4. 大陸棚天然資源に関する行政院院会の決議
5. 「中ソ国境談判」に関する行政院長の声明
6. 日米共同声明に対する外交部の論評
7. 国民党第十期中央機構幹部リスト
8. 「一步手前で危難を避けるようカナダにのぞむ」
9. 「われわれの琉球問題に対する立場」
10. 「日本貿易団のでたらめな言動」
11. 「アジア太平洋地域国家は団結と協力を強化せよ」
12. 「ベトナム戦争を如何に終結させるか」
13. 「商品検査業務の革新」
14. 「電氣の使用制限より経済計画を論ず」
15. 「総体経済の利点より財政政策と経済政策の統一を求めよ」
16. 財政経済金融会報組織規程
17. 修正行政院國際經濟合作發展委員会組織規程

1. 1969年度の主要法律, 条約, 法令

○立法院で三読通過成立した法律案

- 1.10 「国有財産法」案
- 1.14 「道路交通管理処罰条例」条文修正案
- 1.23 「土地債券発行条例」修正案
- 3.28 「法院組織法」条文修正案
- 4.11 「聘用人員聘用条例」案
- 4.15 「派用人員派用条例」案
5. 6 「59年度(70)公債発行条例」案
- 7.15 「發展観光条例」案
- 7.29 「公務職位分類法」案
8. 5 「分類転位公務人員考試法」案
8. 8 「 " " 任用法」案
- 8.12 「 " " 俸給法」案
- 8.12 「 " " 考績法」案
- 8.22 「非訟事件法」条文修正案
- 8.27 「公司法」条文修正案
- 10.24 「行政訴訟法」条文修正案
- 10.31 「懲治走私条例」条文修正案
11. 7 「窃盜犯贓物犯保安処分条例」修正案
12. 5 「請願法」条文修正案

○立法院が承認した条約案

- 10.24 ウィーン外交関係条約審査案
- 12.12 核拡散防止条約審査案
- 12.26 ボリビア共和国との文化協定案

○立法院以外の政府機関の制定した主な法令

- 1.18 財政部: 税関コンテナ管理規則を公布
- 2.11 財政部: 入境旅客携帶行李物品申告課税規則を公布
- 2.20 行政院: 女子服任軍事輔助勤務条例草案を承認
- 3.12 行政院: 台湾地区戸政改進弁法案を承認, 5.16公布, 7.1施行
- 3.26 国家安全会議: 中央公職人員增選補選弁法案を承認, 3.27公布
- 4.11 行政院: 中華民国人口政策綱領を公布
- 4.24 行政院: 旅券条例施行細則を修正公布
- 5.23 行政院: 公司最低資本額規則を承認
- 6.26 教育部: 大学導師(担任教師)制度実施規則を公布施行
- 7.11 内政部: 勞工保險条例施行細則を公布
- 7.24 行政院: 所得税法施行細則を公布
- 7.31 行政院: 財政經濟金融会報組織規程を公布  
行政院: 國際經濟合作發展委員会組織規程を修正公布
- 10.23 行政院: 台湾省各級青果運送販売合作社改進方案を公布施行
- 11.20 行政院: 外貨管理条例修正案を承認  
行政院: 農田水利会組織通則修正案を承認

○反乱鎮定動員時期臨時条例の増補条項

第5項 總統は、反乱鎮定動員の必要に適應させるた

め、中央政府の行政機構および人事機構を調整し、あわせて選挙による中央公職人員が人口の増加あるいは公職人員の死亡によって欠員が生じたとき、自由地区および収復地区において増員および補充をすることができる。

(1966年2月9日国民大会で増補)

#### ○反乱鎮定動員時期国家安全会議組織項要

第3条 総統は反乱鎮定動員時期臨時条例第5項の規定に基づき、中央行政機構および人事機構の調整ならびに自由地区および収復地区についての中央公職人員の増員、補充の職権を行使するとき、国家安全会議に交付することができる。

第6条 国家安全会議は、副総統、総統府秘書長、総統府参謀長、総統府戦略顧問委員会主任、同副主任、行政院長、同副院長、国防部長、外交部長、財政部長、経済部長、参謀総長、国家安全会議秘書長および総統が指定する人員によって構成し、常時会議に出席する。

総統は必要のときは国家安全会議特別会議を召集することができるが、前項の人員が出席するほか、立法、司法、考試、監察各院の院長、国民大会憲政研討委員会主任委員、大陸収復設計研究委員会主任委員、国民大会秘書長、行政院の関連ある部会の首長およびその他の関連ある人員の会議出席を指名することができる。

## 2. 蔣介石総統元旦文告（重点政策の摘要）

われわれは政治面では、今年中に中央公職人員の増補選ならびに新進人材の育成をすすめ、民主政治の効能を拡大し、あわせて地方自治の強化、人民に奉仕する責任制度の確立、政治の旧い因習の排除等によって、廉能政治の基礎を確立するにある。

経済面では、「耕者有其田」政策の成果と実情を検討し、公有地の払い下げを遂行し、農村団地の建設をさらに推進し、あわせて都市平均地権の範囲を拡大し、「地尽其利」政策の永続的な成果の保持を図らなければならない。

また、天然資源の積極的開発と国民所得の向上および社会福祉事業の強化を推進し、とくに土地、資本および労働力の利用の合理化を促進して、あらゆる偏向的独占の弊害を防止しなければならない。社会面では、勤儉節約を奨励し、貯蓄と投資事業の発展に力を注ぎ、徹底的に環境衛生を改善し、近代生活の整然として清潔な習慣を育て、豊かな家庭、繁栄した社会を創造しなければならない。

教育、文化の面では、全力をあげて9年制国民教育の貫徹、全面的な科学教育と倫理道德教育の推進をつづけ、国民がそれぞれに家庭、社会、集団さらには自からの発展のために貢献するなかで進取、自律できるようにさせなければならない。

われわれは、台湾を三民主義模範省に建設しなければならないばかりでなく、戦力を蓄わえて大陸収復後、この経験を総体的な建国に活かし、大陸の山河を再び整備しなければならない。

## 3. カナダ外相の中共承認意図表明に対する駐カナダ大使薛毓麒抗議声明（2月10日）

シャープ外相が本日午後下院で、中共との国交樹立問題について交渉する行動をとっていると声明したことに対し、中華民国人民、中華民国政府と私本人は、共に深い困惑を感じている。

中共が中国大陸全域を占拠している、その対内的圧政と対外的侵略の陰謀と行動は、つとに全アジアの禍根となっている。カナダ政府のこんどの行動は、中共政權の暴虐統治に激励と声援を送るものにはかならず、現在中国大陸7億人民が進めている自由を勝ち取るための闘いに対して、重大な打撃を与えるものである。カナダ政府の今回の行動はまた、中共政權のアジア太平洋地域に対する脅威をさらに大きくし、全世界の平和と安全に危険を及ぼすものである。

私はすでに2月5日に我が政府を代表し、カナダ政府に対し抗議を提出している。本日午後私は再度カナダ政府に抗議を提出した。中華民国政府は依然カナダ政府がその立場を重ねて検討することを希望するものである。

## 4. 大陸棚天然資源に対する主権上の権利の行使に関する7月17日行政院院会の決議

中華民國は1958年国際連合海洋法会議を通過した大陸棚条約の署名国である。ここに、天然資源の探測と開発のため、特にこの条約に定められた原則に照らして、中華民国政府は中華民國の海岸に隣接する領海外の海床および土地のあらゆる天然資源に対して、すべて主権上の権利を行使することができることを声明する。

## 5. 「中ソ国境談判」に対する行政院長嚴家淦の立法院における声明（9月26日）

中ソ国境問題は、条約と国際法に関わるものであり、関係国の合法政府だけがこれを解決する権限を有するものである。中華民国政府は中国唯一の合法政府であり、かつ一貫して国家の主権と領土の保全の原則を堅持してきた。したがって帝政ロシア時代に不平等条約に基づいて侵略して占拠した中国領土については、当然我が政府が大陸に復歸するのをまっとう、政治的ルートによって合理的な解決を求めざるべきものである。毛共政權が対外的に行なった如何なる承諾あるいは締結した如何なる条約もすべて非合法で無効である。沖繩返還に関する佐藤、



## 6. 沖縄返還に関する佐藤、ニクソン共同声明に対 る外交部スポークスマンの論評

(11月22日外交部において)

中華民国政府は歴史および地理上の関係から、琉球の地位の問題に対し、終始極めて重視してきた。最近日米両国政府がこの問題について談判を進めていたが、中華民国政府は当初から厳重に注意しながら、かつ米国政府に断えず接触を保ち、意見を交換してきた。このたび、ニクソン大統領と佐藤総理は11月21日に共同声明を発表したが、今日の東亜と日本の形勢からいうと、琉球問題の処理とアジア地域安全の持つ連帯関係に対して考慮が致されており、中華民国政府としては一応時宜に合ったものと認めるものである。ただ、琉球群島の将来の地位の問題に対して、当然ふむべき手続を経ることなくして、早々に決定したことは遺憾である。

## 7. 中国国民党第十期中央機構幹部リスト

中央評議委員主席團主席

孫科、蔣宋美齡、張群、李焯瀛、何応欽、陳立夫、張知本、謝冠生、李嗣聰、黃國書、薛岳。以上11名。

中央常務委員

嚴家淦、蔣經國、谷正綱、張其昀、黃少谷、周至柔、黃杰、袁守謙、倪文亞、鄭彥棻、胡健中、謝東閔、陳大慶、郭澄、郭驥、(以上連任)高魁元、蔣彥士、閻振興、孫運璿、李國鼎、林挺生。以上計21名。

中央委員会の事務局人事

中央委員会秘書長 張宝樹

同 副秘書長 秦孝儀

同 副秘書長 謝然之

同 副秘書長 薛人仰 (いずれも再任)

中華民国外交部首脳

外交部長 魏道明 (元駐米、駐日大使)

同政務次長 楊西崑 (アフリカ関係専門家)

同常務次長 沈劍虹、蔡維屏。

## 8. 「一步手前で危難を避けるようカナダにのぞむ」

(台北中央日報社説2月12日)

カナダのシャープ外相は10日下院で「カナダ政府はすでに駐スウェーデン大使に対し、カナダが中共との間に国交樹立談判を挙げる用意があることを、ストックホルム駐在中共大使館に通告するよう訓令した」と言明した。我が駐カナダ大使薛毓麟は直ちにカナダ政府に抗議を提供し、カナダの今回の行動は毛共政權をたすけ、毛共のアジアおよび太平洋地域への脅威を更に強め、ひいては全世界の平和と安全を危うくするもの、と指摘してカナダ政府がその立場を重ねて考慮するように希望した。

カナダの中共承認の企図は今日に始まったものではない。われわれは中共と国交関係をもった国で禍わいを受けなかったものが皆無であることをしばしば論評してきたが、カナダがなほ悟るところなくして迷い込んだのはまことに残念である。中カ両国の友好関係は歴史が古く、経済関係も逐年増進しつつあり、カナダ政府がこのときに当り、馬の手綱を引きしめるよう重ねて忠告する。

カナダが中共承認を主張する理由の一つは中共がすでに中国大陸を支配しており、7億の人民を擁する事実を無視できない、というのであるが、この論旨には全たく根拠がない。中共は大陸を奪取して以来20年の間、7億の人民を有効裡に支配し得たためしはなく、99%までは敵としている。であるからこそ3年前から文化革命を発動して反抗する人民を弾圧し、その党政府幹部にまで清算闘争をかけているのである。そのため反毛反共の死闘が全大陸のすみずみまで広がり、いまなお収束の見込みも立たず、先日も海南島で5万人もの抗暴群衆が中共軍と交戦している。カナダは中国人民の勇敢な抗暴闘争に支援の手はさし伸べられないにしても、中共を承認することによってその凶悪な気炎をさらに助長すべきではない。それは中国7億の人民を敵とするに等しいからである。

カナダ政府のいま一つの口実——孤立した中共を正常な国際社会に入れることによって国際平和の促進に役立つという口実——は痴人が夢を語るにひとしい。ここ20年来の事例から明らかなように、中共を承認した国家で中共の侮辱を受けなかった国はない。最初に中共を承認した西側の大国イギリスは、中国大陸に遺留した財産は没収され、公館は焼打ちにあい、外交官は暴行を加えられ、記者は拘禁される有様で何を得たであろうか？ ドゴールは5年前、中共を国際社会へ引き入れることによってベトナム問題を解決しようと幻想したが、結局昨年5月のバリ騒乱の際に中共の扇動と資金投入で暴動を拡大されるという目にあっただけである。

全世界がバリ平和談判の妥結を期待しているときに、中共だけがあらゆる手段で妨害をはかり、北ベトナムに圧力をかけて談判の放棄を迫っているが、近年來中共自身の内部混乱と対外的孤立から、嘴を容れようにも誰にも受けつけられない実情である。このような時期にカナダが中共を承認すれば、ベトナム問題に介入する機会を中共に与える結果になりかねず、ベトナム和平の行き詰りはますます打開が困難になろう。最近アジア太平洋地域の各国が、カナダの中共承認意図表明に対して、反対や憂慮を示しているのは、それがこの地域の國家の利害に対し切実な関係をもつからである。カナダもやはり太平洋國家の一員であり、太平洋地域における共同の安全を考慮せずにいられるだろうか？

カナダが中共を承認しようとする真の原因は、経済的な見地から対中共貿易の促進を望むところにあると見られるが、われわれは中共の対外貿易が必ず何らかの政治目的と利害打算を持っており、承認の如何とはまったく関係がないことを指摘しておきたい。ヨーロッパの対中共貿易で取引額が最も大きいのは西ドイツであるが、西ドイツは中共を承認しておらず、豪洲は堅強な反共国家で、ベトナム参戦国でもあるが、中共は大量の小麦を輸入しているではないか？ これらの事実が、承認と経済利益が全く関係のないことを証明している。

以上総合すると、カナダが中共承認の理由として提示したのものには、一つとして正当性がない。カナダが中国大陸の7億人民を敵とすることを望まず、太平洋地域集団安全にとどまることを願うならば、危難に臨んだ今日このとき、その立場を改めて、太平洋地域各国と一致した歩調をとるべきである。カナダが中共を承認すれば、中共の大使は労働者のスト、学生の騒動、民族分裂運動などを手土産として持ち込むに相違ない。

### 9. 「われわれの琉球問題に対する立場」

(台北中央日報社説3月9日)

沖縄の現在の地位を変更する問題に関し、最近日米両国政府が絶えず接触し、日本の国会あるいは民間はさらにこれを対内的政治問題として、論争をくりひろげている。われわれはここでわれわれの立場を表明したい。

まず誰もがすべて認識すべきことは、沖縄の目前の地位を変更するのは、日米両国間のみの問題ではなく、第二次世界大戦中のすべての対日交戦国と日本との間の問題であり、なかならず中華民國と米国が最も重要であるという点である。1943年のカイロ会議と1945年のポツダム会議は、戦前日本に所属した島嶼の処理原則を決定した。1951年のサンフランシスコ対日平和条約は、カイロ、ポツダム両宣言の原則に基づき、沖縄を米国の委託管理下におき、確定的な委託管理のための行動をとるまで、米国が沖縄に対して管轄権を行使する権利をもつことを規定している。カイロ宣言、ポツダム宣言およびサンフランシスコ平和条約は、いずれも対日交戦国が協議してとり決めた集団的な決定である。集団によって沖縄を米国の管轄に帰することを決定した以上、米国が沖縄の地位を変更するときは、関係各国が共同で解決のための協議をしなければならない。これは、この問題の解決にあたって守るべき原則およびとるべき手続について述べたものである。

次に誰もがさらに一歩進んで認識すべき点は、アジア太平洋地域の安全を保持するため、沖縄の目前の地位について、軽々しく変更を論じるべきでないということである。

ある。周知のとおり、米国は沖縄に対して領土的野心はまったくなく、共産党による侵略がこの地域に脅威を与えていなければ、米国は龐大な軍事基地を沖縄に建設する必要はまったくなく、沖縄の地位の問題は、つとに正常な外交ルートに沿って解決がついているはずのものである。目下、大陸の中共はますます狂暴にその冒険好戦主義を進め、同時に核兵器の開発に狂奔し、アジア太平洋地域の安全に対する脅威は、従来より一層甚だしくなっている。にもかかわらず、このようなときに沖縄の地位の変更を要求する日本の問題提起者たちの意図するとわろが他にあることは、目先きの明かるいものなら誰にもわかる。

沖縄は米国のアジア太平洋地域における軍事上の中心基地であり、とくに、この基地の配備してある核兵器は、大陸の中共に対する最大の抑止力となっており、同時に日本を含めてアジアの民主国家を中共の核兵器による脅迫と言いがかりから守っている。然るに沖縄の早期返還を叫ぶ日本の左翼分子は、常に米国が沖縄に核兵器を配置していることを口実にして、米国の核のカサを撤去しさえすれば日本は安全になると主張している。このような論法は、共産主義者に利用され、故意に是非を転倒しているほかには、まったくなにより一つ理由が見当たらない。

来年は日米安保条約の満期改定問題が、日本の政治上最大の事件となることが予想される。左翼分子と一部在野の政客がこれを政争の道具に利用することは想像に難くない。最近の沖縄地位問題の発展は多くは安保条約と関連があり、もし米国が沖縄の地位の問題でより大きく譲歩すれば、安保条約の継続により有益だとみるものも少なくない。そこでわれわれとしては日本当局にはっきり告げたい。安保条約が日本に有利なのは、大多数の日本国民が熟知しておるはずで、反対を叫ぶのは少数にすぎない。したがって安保条約の継続は沖縄の地位の変更には大きな影響はない。安保条約は日本の内政問題であり、われわれは多く触れられない。しかし沖縄の地位の変更は多数の国に関係のある国際事件であり、両者の性質はまったく異なるものである。

米軍の沖縄における基地は、アジア民主国家全体の安全に関わりがあり、アジアの反共の前線に立つ国家にとっては、利害関係がさらに密接なのである。したがって沖縄の地位変更の問題は、日米両国の協議だけで解決できるものではなく、すべての関係国の共同の協議によって解決されるべきものである。

日米安保条約と沖縄米軍基地の廃止を迫るのは、中共の一貫した陰謀である。われわれは日本当局が警戒を強め、中共の陰謀を達成させることなく、日本とアジア太

平洋地域全体の安定を強固にするよう希望し、あわせてわれわれの友邦が沖繩地位問題の解決に対するわれわれの基本的な立場を理解するように希望するものである。

#### 10. 「日本貿易団のでたらめな言動」

(台北連合報社説 3月25日)

日本共同通信の北京からの25日発報道によると、日本貿易代表団が中共側と、日米安保条約といわゆる「二つの中国」およびその政策などの問題について話し合ったという。この消息に接してわれわれは驚きと憤慨を感じるとともに、一部の日本商人と政客の愚昧と短視ならびに日本政府が堅持しようとしている「政経分離の政策」に潜伏している危機についても歎息を禁じ得ないのである。

日本の中共向け貿易代表団は公式に派遣されたものでもなければ、日本政府の代表でもないわけであるから、いかなる資格に基づいて、中共と日米安保条約ならびに「二つの中国」の問題について話し合うのか、これら私利を図る商人と政客の輕挙を日本政府は追及しないのでよいのか、局外に立つだけでよいというわけなのか、われわれはまず、聞きたい。日米および中日の関係からいうと、いかにもこれらの商人と政客の言動は日本政府を代表することはできず、日本の対米および対華政策について何ら拘束力をもつものではないが日本政府の旅券を所持した「代表団」と称するものが、中共地区でとった、米、華両友邦に対して直接的損害を与える言動に対して日本政府としては如何なる処置をとるのだろうか。

日本政府が一貫して対中共貿易について政経分離の原則を強調してきた意味は、商取引は商取引として、政治にはかかわりがないとするものであり、政治上においては依然として反共の立場を堅持しているのである。しかし事実上は、政治と経済とは分離できるものではない。中共は日本の大陸市場に対する幻想を利用して、日本国内で反政府運動を助長し、しかも周恩来は、終始そのいわゆる「三原則」を日本との商取引交渉の元手として使ってきた。この「三原則」は一つとして政治性のないものではなく、日華あるいは日米関係の離間を意図しないものはない。つまり日本の対中共貿易談判は、中共の魔笛によって踊らされるようなものである。

前回、日本貿易代表団が、中共側と発表した共同声明は、日本政府をそしり、日本の対友邦関係を侮蔑して世間をさわがせた。今回またもや日米安保条約と「二つの中国」問題をうんぬんしており、そのでたらめぶりは日本政府をすら眼中におかず、政経分離などと言ったものではない。こうした言動を日本政府が黙認するとすれば、「政経分離」論は、自からを欺き、他人をも欺くものとい

うべきである。もしそれが日本政府の意図と制御をはずれたものとすれば、「政経分離」の原則が否定された証明ともなる。故にわれわれとしてはこのような曖昧な態度が、中共の対日浸透と顛覆の展開を助長するものであると指摘せざるをえないのである。

「政経分離」の主旨は本来対中共取引促進のための構想であったが、客観的事実はこの構想に基づく貿易の基礎が宙に浮いた、ともいえよう。日本の対中共貿易は近年減少をつづけており、昨年(1965年)の往復貿易総額は1億1千万ドルで1昨年(1964年)に比べて700万ドル減っており、1966年に比して約8千万ドルも減っている。

いわゆる「文化大革命」と「紅衛兵」騒ぎのあと、大陸の経済活動がほとんど崩潰状態に類したのは、その対香港貿易の例からも見出だされ、最近半年の貿易量は1966年に比して25%下落している。周恩来自身、中共の「5カ年計画」は完遂が不可能だと認めている。今年初めには、中共は従来の慣例を破って経済面の成果についての宣伝を控えており、中共経済の行詰りと窮迫をうかがわせている。したがって日本の商人と政客が1966年の情況に回復するのを夢想するのは、まさに痴人の夢にすぎない。商人が利益を追及して幻覚の境地に彷徨するのは一向に差支えないが、それが自からの人格を失墜し、國家の基本線を動揺させ、友邦を損なうに処ては、まことに愚劣の限りというほかはない。

われわれとしては日本政府に対し、早急に考えを改めてきっぱりと政経分離の政策を廃棄するように忠告したい。羊を失なつてのち檻をなおし、断崖にのぞんで馬をとめるのは、いまならまだ手遅れにならない。もしこれ以上迷いつづけるものならば、その結果はまさに想像に堪えないものとなろう。過去における事実が証明するように、貿易情況の如何を問わず、中共は貿易を手段として日本の政治に干渉する動きを決してゆるめようとはしなかった。ことに貿易の情況が悪いときはこれを口実として利用して、日本朝野の内部での対立を助長して日本政府の威信を損なわせ、日本と友邦との関係を中傷し、離間を図った。こうした民間貿易の政治化から、「政経分離」の潜在危機が表面化しつつあることがうかがわれる。このときにあたって、日本政府がなおも悟るところがないならば、将来において必ずや後悔しても及ばない結果となるであろう。

#### 11. 「アジア太平洋地域国家は団結と協力を強化せよ」

(台北中央日報社説 5月21日)

SEATO 第14回理事会が20日からバンコックで開幕、会員8カ国の閣僚及び代表が東南アジア地域の共同安全問題について討議し、翌21日の晩閉幕の予定である。こ

れに続いてアジアの別の地域機構——ASPACも6月9日から第4回閣僚協議会を日本の川奈で挙行する準備を進めている。SEATOとASPACとはアジア地区で最大の二つの国際機構であり、アジアの情勢が大きく変化しようとしているこの時点で会合を開き、当面の情勢について重ねて分析して今後に備えようというのは、意義がまことに重大である。

毛共がアジアの禍根であり、自由世界共同の敵であることは、中華民国朝野でくり返し強調されているところである。しかし、その侵略に対処するには、確固たる決意、緊密な団結、強大な実力をそなえる以外にはないことをも宣明している。しかるに民主国家側は今にいたるもなお現実を正視することなく、多くが右往左往して躊躇し、このためアジアにいまだに強力な集団安全体系が形成されず、朝鮮戦争の硝煙が消え去らないうちにベトナムに戦火が起り、ついに米国は和戦何れともぬきさしならぬ苦境に陥るに至った。

SEATOは1954年に成立したが、その規約によると加盟国は共産侵略に抵抗するほか、ラオスとベトナムを保障地区としているが、ラオス共産党はつとにジュネーブ協定を犯し、北ベトナムにいたっては公然と軍隊をもって南侵する仕末になっている。更に中共にタイ共産党を公然と訓練育成し、装備を供与して、タイ領内に送り込み、武装反乱を起こさせ、最近三、四年来反乱はいよいよ激化しており、今年1月中共はタイ人民解放軍最高司令部を設立したことを正式に声明して、タイ侵略の一步前進を明らかにした。タイはSEATO本部の所在地であり、この機構の無力を中共の行動が如実に暴露したわけである。

目下アジアには、朝鮮半島からヒマラヤ山麓にいたるまで平穏安全な地区は皆無といえる。米国は12カ月内にベトナムから外国軍隊を撤退する提案を出したが、共産党はこれを受け入れるようすもなく、和平会談の前途はまったく見当もつかない。はっきりしているのは早かれ晩かれ、米軍が撤退するという点だけである。もとより米軍のベトナムからの撤退が、米国のアジアにおける約束を破るものではなく、20日のSEATO理事会でロジャース米國務長官言明のとおり、「米国は、ニクソン政府指導のもとに、世界のこの地域において米国の負っている安全保障義務を履行し、一步も退かない決意である」ことは了解できる。しかしベトナム戦の経験から見て、米国の負う世界の安全保障は荷が重すぎることもよくわかる。したがってアジアの自由諸国自身の団結が、この地区の安全にとって不可欠の要因として提起されるのである。われわれの前に展開されている今日の形態は、これ以上アジア諸国が傍観し、躊躇することを許すもので

ない。

5月21日ニュージーランドのホリオーク首相が、バンコクで、「SEATOに興味をもつ如何なる国家に対しても、ニュージーランドはその加盟を歓迎する」と語っている。同時にフィリピンのマルコス大統領も、「フィリピン代表団は、SEATO拡大のためのその他アジア加盟諸国の動議を支持するだろう」と言明している。これは多くのアジア太平洋国家の指導者がSEATOの機構拡大の必要を認めていることを示すものである。韓国の朴大統領は近年來ASPACをアジア集団安全体系に変える構想を再三にわたって表明しているが、20日の韓国紙は、6月9日のASPAC閣僚会議に再びこの種の提案を行なう準備があると伝えている。

アジアの当面における形勢と関係各国首脳の見方から見て、自由アジア集団安全体系を拡大、強化することが、もっとも現実に即して、しかも切迫した要求であることが分る。

アジア太平洋地域は面積が広く、各国それぞれの国情があり、直ちに北大西洋条約機構のような軍事同盟の結成を強行できないのは当然であるが、経済協力、文化交流、情報交換、特に立場の一致といった点では可能な面も少なくない。これは反共団結の成否につながり、軍事同盟と同様な重要性がある。われわれは、現在開会中のSEATOと来月のASPAC会議で、少なくとも共産侵略、特に中共に対して一致した立場を強固にし、経済文化等各方面での団結協力を強化し、一致した戦略方針を打ち出してこそ、はじめてアジア太平洋地域の安全と平和を保障する連合戦闘行動への発展が望めると認めるものである。

## 12. 「ベトナム戦争を如何に終結させるか」

(台北中央日報社説10月29日)

ニクソン米大統領が11月3日に予定しているベトナム問題に関する演説は、10月15日の米国一部の人々による反戦デモに対する回答になるはずである。このため各方面とも重視し、米報道界は種々推測をたてている。あるものは撤兵の早期化もしくは現状維持停戦を宣言すると観測し、あるものは既定のベトナム化政策、ベトナム政府軍の武装強化の方向に大きな変更はあるまい、とみている。これらの観測に対しては論評を加えるつもりはないが、われわれとしてとりあげたいのは、ここ数週間、米国各界の人々がベトナム戦争終結問題について提示したいくたの公開の提案が、果して現実に即したものであるかどうかという点である。提案の内容は多く、一々列挙できないが、これを総括すると①「即時撤兵」と②「現状維持停戦」にしぼることができる。

(1) 即時撤兵の提案はすべてを顧みずに、結果を度外視する極端な主張であり、この考えをもつものは極くわずかである。この人々が掲げる理由もほとんどは感情論であり、多数の支持が得られるものではない。なかでも最も多く見られる論議は、6年前にフランスの行った対アルジェリア措置を、現在のベトナムにあてはめようとするもので、ドゴールはアルジェリアを放棄することによって一時的には面子を失なったが、結果的には重荷を捨てることによってフランスの経済復興をもたらした、威信を回復したと賞讃している。このたとえは是に似て、しかし非というべきである。当時フランスがアルジェリアで進めていた戦争は植民地戦争であり、相手はアルジェリアの民族主義であったが、米国がベトナムで進めてきたのは自由世界が共産党による奴隷化に抵抗する正義の戦いであり、相手は侵略と暗黒統治に狂奔する国際共産党である。フランスの失敗の結果はアルジェリアの独立をもたらしたただけであり、アルジェリアによるフランスの征服は起りえないが、国際共産党の目的とするところは、米国を含む、すべての自由世界を葬り去るにある。フランスのアルジェリア撤退は時流に即したものであるが、米国がもし無条件でベトナムから撤退するならば、それは人類の自由確保、反奴隷化、反侵略の信念に大きな打撃を与えるものになる。

「即時全面撤兵」を主張する人々は、アイゼンハウワールの「連鎖反応」理論を無視している。ベトナム戦争が共産党による世界征服企図の実験であると同時に、自由陣営が効果的に抵抗し得るか否かの実験の場でもある。米国がもしすべてを顧みず、無条件で撤退すれば、それは自ら敗北を認め、中共の言う「張り子の虎」を自認するにほかならないことを銘記すべきである。その結果は必ず共産党のさらに進んだ冒険をさそい、北鮮、パテトラオ、タイ共、マラヤ共産党が、随時第2のベトナムをもたらして、ますます対応が困難になる。同時に米国の同盟諸国に対する約束について疑惑が起り、アジア、中東のいずれを問わず、人々の心に深い影を刻みこむであろう。つまるところ、即時撤兵の結果はまったく想像に堪えないものとなる。

(2) 「現状維持停戦」論は米国の著名な大学教授、国会議員、前国連駐在代表等から出ている。朝鮮戦争の停戦がそうであったから、ベトナムでも実行できないはずはないというのが、これらの人々の見解である。しかし、現地停戦は伝統の陣地戦では可能であるが、ゲリラ戦にはあてはまらない。固定した戦線のないゲリラ戦では、敵が味方の内部深く至るところに潜入しており、停戦の取決めを遵守するのは、敵の攻撃だけを放任するに異ならない。これは、無条件即時撤兵よりも結果がさらに悪

い。わが国軍はかつて中共との政治談判の間、マーシャル將軍の提案に応じて現地停戦を実施したために、至るところで攻撃を受け、坐して機を失う目であった。前事を忘れず、後事の師とすべきである。ニクソン政府は警戒を怠るべきではない。

これらとは逆に、米上院議員1名と下院議員14名が北ベトナム爆撃再開あるいは戦闘拡大を主張している。戦争の原理にしたがうかぎり、作戦は勝利を求めるべきであり、この主張は理論に即したものである。惜しむらくは、米国の人心がベトナム戦のエスカレートに対して反応が小さく、主張するもの自身その効果を期待していないかも知れない。

総合すると、現下の状況では戦闘の拡大による勝利も追求できず、即時撤兵と現地停戦によって敗北を自認することもできない以上、ニクソン大統領の「ベトナム戦争ベトナム化」政策が最も穏当なみちとなる。軍事情勢はすでに好転しており、共産側は衰弱に向っている。さらに努力をつづければ、ベトナム問題は必ず順調に解決できると確信し、ニクソン大統領の決断と勇氣に期待する。

### 13. 「商品検査業務の革新」 (連合報5月18日社説)

バナナ・スキャンダルが明るみに出たことにより、われわれはバナナの商品検査業務の腐敗に非常におどろかされた。それは一部の検査員の職権濫用と詐欺恐かつにも等しい汚職行為を暴露したのみでなく、また効率を欠く現在の検査行政制度をも反映している。経済部検査局長が更迭された現時点で、「新人新政」の意味において、今後の商品検査方法についてわれわれは数言申し上げたい。

商品検査の重要性は、発展途上国において特に重大な意義をもっている。なぜならば発展途上国における生産は、農業工業のいずれをとわず、その科学と技術が比較のおくれており、生産規模も小さいので商品の品質の標準化がむづかしい。加うるに生産者は僥倖の心理をいだいて目前の利益に走り、主観的面においても品質の問題を余り重要視していない。従って廉価ではあるが品質が劣ることが、ほとんどの開発途上国の製品の一般的な欠点になっている。

しかしながら開発途上国の経済発展過程で、一方では国内市場の購買力の制約をうけ、ただそれによって生産の拡大を支えることができず、他方では輸出促進によって外貨を獲得し、それによって生産財および原料を購入せねばならぬので、かような廉価ではあるが品質の悪い製品が、国際市場で競争するのは非常に困難である。さらにもう少し問題を掘り下げて考察すると、廉価な商品は賃金水準の低廉を意味し、それはまた労働集約的な下

級産品であることを意味している。かかる産品の貿易は、外国の消費者に安い労賃を供与していることになり、工業先進国と不利な不等価交換を行なっていることになる。

商品の検査の目的は、商品の品質の維持あるいはその品質をある一定の国際レベルに高めることにある。その作用は、国産品の信用の維持と消費者の利益の保護という消極的なものだけに限らず、さらにそれは上述の貿易上の諸種の不利益を軽減するものである。

不幸にもわれわれの商品検査業務は、過去においてかかる短期および長期の任務を達成することができなかった。輸出商品はしばしば外国の税関で廃棄されたり、あるいは外国輸入業者の返品やクレームをうけていた。当然のことながら、これによってすべての責任を検査員におわせるのは妥当ではない。事実上、検査人員は不足しており、従って厳密な検査を行なうのは不可能であり、そのうえ一部の業者にも輸出の際に故意に劣品を混入させるものがあり、それゆえ予防するにも予防の術がない実情である。だが、かような困難があるがゆえに、現行の「検験弁法」を改革しなければならないのである。

われわれの意見は、現在産地と港で行なわれている「カード式」検査方法の適用範囲をできるだけ縮小し、その代りに工場の自主検査を提唱する。現在、一部の工場ではすでに製品品質管理制度を導入したり、あるいは輸出製品については外国の輸入業者と一定の品質契約を結んでいるので、かような商品に対しては工場の自主検査にまかせ、ときおり抽出検査を行なえば十分であり、検査員を工場に常駐させて検査する必要はない。かりに必要があれば政府は青色申告の弁法に準じて、自主検査の工場に対してその信用と処罰の規則を規定すればよい。

次に、経済部検験局の現在の検査設備は、簡単に旧式であり、検査人員の専門的学識も水準に達しておらず、従って日々に進歩している工業技術と商品品質を処理するには、事実上非常に不十分である。政府としても検査設備の充実と革新に必要な経費を節約すべきでなく、それを「輸出基金」の項目より支出して購入すべきである。検査員の教育訓練も非常に重要であり、それは各大学に委託して新しい検査人員を養成するのがよいだろう。

ところで最も重要なことは、やはり検査行政の効率と検査員の規律であろう。現在、工場が最も苦にしていることは、検査の手続きが繁雑であり、時間的にも非常に長引くことである。かかる事情が工場側をして検査員にわいろを使って、手続きの簡素化を図るのでなければ、不正な検査員がそれに乗じて、工場側に難題をもちかけて、工場側に金品を強要するように仕向けるようになる。バナナの産地における検査の汚職事件が、その最も

新しい、そして最も沈痛な証左である。かかる事情に対処するため、検験局は各地にある検査員の監督と人事考課について、一組の科学的制度を建てるべきであり、それによって検査員が内部でのコントロールと業務推進の規制の下で、汚職の動機をくじき、また汚職ができないようにさせる。

総じていえば、商品検査の威信の樹立は、今後の輸出開拓に重大な関連をもっている。欧米の先進工業国では商品検査の信用を非常に重視しており、いったん検査機構が認可した商品は、市場では品質保証と同じことになっている。現在わが国の商品は常に外国で疑いの目で見られ、また、品質の紛糾が絶えない。その根本的な原因は、商品検査の威信がいまだ確立されていないためであり、これは工場側の恥でもある。願わくは検査局はこのたびのパナナ・スキャンダルの悲痛な教訓にかんがみ、またこのたびの人事の更新を契機にして、恥と病弊を痛感して、新たな革新変革を実行せんことを希望してやまない。

#### 14. 電気の使用制限より経済計画を論ず

(連合報5月18日社説)

工業の急速な発展により、電力に対する需要が絶えず拡大し、したがって夏の渇水期になるたびに電力の供給がむずかしくなり、最終的には電気の使用制限という消極的手段をとらざるをえなくなって、これが工業生産を抑制する現象となっている。ちょうど完成したばかりの第4次4カ年経済建設計画を例にとると、1965年において使用制限をうけた電気量は6万kwで合計1億5800万キロワット時となり、66年が14.5万kwで22億0120万キロワット時、67年が8.5万kwで2億0100万キロワット時、68年は降雨量が多かったうに台湾電力会社の火力発電所がしだいに完成したにもかかわらず、アルミ工場に対してはやはり電気の使用制限が行なわれ、その制限量は2.2万kwであった。第4次4カ年計画での工業の平均成長率は15.9%になるが、この計画期間では上述の使用制限のほかに、電力会社は新規の電気使用の申請をも認めず、したがってこの二つの要因によってこうむった損失は、統計データによる証左はないが、仮に電気の使用制限がなく、また新規の工業用電気が十分に供給されていたとすれば、工業の成長率がずっと高くなっていると断言することができるはずである。

第4次4カ年計画期間において、工業用電気の増加率は23.4%から90.1%に増大したが、供給電力の増加率は12.1%にすぎない。この二つの統計数字の算定基礎は同一ではないが、これによって工業発展における電力の需要と、電力の供給のあいだに大きなギャップがあること

を見いだすことができる。今年第5次4カ年計画の第1年であり、工業の予定成長率は9.1%で、そのうち製造業の成長率が9.3%、必要とする電力の見積り量は106億6000万キロワット時になっている。現在、計画の実施がやっと半年になったばかりだが、電気の使用制限はすでに20kw万に達し、これは以前のどの年次よりも大きい。ところで予定の工業成長率は、これによって影響をこうむるだろうか。

われわれは4カ年計画の作成において、以前の4次とこんどの第5次で、所管当局が工業発展における電力の需要と供給のギャップによるネックに、十分な配慮を行なったかどうかつまびらかでない。かりに配慮を行なったとすれば、なぜ電力の需給のバランスに努力しなかったのだろうか。また、なぜ電力の供給が工業発展の必要に適合しないのを知りつつ、そしてその実情を無視して軽率な数字の算定を行なったのだろうか。しかしてかりに、工業成長率が計画の予定成長率をこえたとしても、それは計画自体とはたしてどのような関連があるだろうか。言葉を換えていえば計画の効用はいずこにあるだろうか。逆に、このギャップに対して配慮を致さなかったとすれば、計画の作成は形式主義にはしるのみではなからうか。現在、第5次4カ年計画の第1年に必要とする電気量と発電量はともに106億6000万キロワット時であり、20万kwの使用制限は果してどれだけ発電量を減少させるかは、電気の使用時間を計算にいれなければわからないが、いずれにせよこれは本来の電力需給の予定を変動させることになる。1本の髪をひけば全身が動くように、これによって計画全体の生産量の予測がごとごとく、その影響をこうむることになるのではなからうか。

われわれがこのようにいうのは、決して4カ年計画の実践性を疑うのではなく、それは計画経済において、かりに経済発展と基本的な経済施設のあいだに矛盾が発生したばあい、あるいは社会的間接資本投資が工業投資に追いつかないばあいには、計画経済はその作用が発揮できないということを指摘するものである。近代経済学者はみな、政府が経済活動に参与する最大の任務と作用は私的投資に対して、電力交通のような基本的経済施設を供与して、経済発展を促進するにあると考えている。後進国および発展途上の経済を研究している一部の学者に至っては、これらの国の工業化には、まっ先にその財力と資源を電力・道路・港湾等の建設に使用し、その後で高級工業を進展させるべきと主張している。われわれはかかる主張が偏向しているか否かについては細かく議論しないが、すくなくともハーバード大学のE. S. メーソン教授は一国のエネルギー源は——近代化すればするほ

ど電力に偏重する——その国民総生産と正比例し、所得における巨大な差別は、エネルギーの使用量の巨大な差別と関連していると言っている。この言葉の意味を裏返せば、国民総生産と国民所得の上昇は、エネルギーの使用量がそれに適応し、そして使用が制約をうけないことを必要とするということになる。今日のわれわれの経済発展は、不幸にしてかかる制約をうけており、しかしてエネルギー源のネックを打開することが、すなわち経済計画の最も大きな任務である。

それゆえ、今後の国家財力の運用については、重要な度合いと優先の順序に関する考慮が非常に重要となってくる。4カ年計画が批判される点は、それが余りにバランスのとれた発展を考慮し、そして限られた財力を重点的に使用し、それによって経済発展の「ネック」である「不均衡発展」の打開に、注意を払わなかったことである。

現在、政府の行なっている電気の使用制限はやむを得ないことであるとしても、政府は、その結果、経済発展への努力が相殺されてしまうのを理解せねばならない。政府は計画経済を実施して私経済活動の不足を補っている以上、その経済計画は政府が担当している社会的間接資本投資の効用を発揮させるべきであり、そして最も経済的に、かつ最も有効に國家の財力を運用すべきである。

#### 15. 「総体経済の利点より財政政策と経済政策の統一を求めよ」(連合報6月28日社説)

このたびの行政院の改造でわれわれに一つの強い印象を与えたことは、国の施政政策における経済建設のウエイトの上昇である。これは一面においては「財政経済会報」の設置と、新任の蔣副院長がその最高責任者の任についたことに現われ、別の一面では経合会の職権の拡大と、李国鼎氏が財政部長に転任した上に経合会の主任委員の職務を兼ね、経合会の秘書長であった陶声洋氏が経済部長に就任したことに現われている。前者は経済建設の指導権の強化を物語り、後者は財政経済のかみ合わせの強化を意味している。

多年にわたってみんなが、いわゆる「財經内閣」という言葉をききなれてきたが、ここ10年来の経済建設の進歩は、確かに「財經内閣」路線の成功を証明している。しかしながら「財經内閣」という「專業」的な成功には、やはり政治指導面での弱点があり、この弱点がまた、財政経済自体には多頭並進になりやすく、統合がむずかしいという事実に反映されている。従来与野党が強調している経済に適応した財政の要請は、財政経済部門が本位主義の弊害をおかしていたというよりも、むしろ、それは、制度と強力な政治的指導力に欠けていたというべき

である。

厳格に言えば、経済に適応した財政といういい方と概念は余り科学的ではない。なぜならば、それは二分法によって財政と経済をみているからである。実際には財政は経済の一側面であり、それはまた一種の経済活動方式でもある。近代財政学者はともに「財政政策の経済政策化」を強調し、財政政策を経済政策の実行と、一定の経済目標を達成する手段としている。従って財政目的は必ずや経済政策と経済改革の目的を伴ない、財政政策を運用して次の四つの経済目標を実現するのである。①最大の経済福祉を求める、②完全雇用の実現、③企業の発展を促進する、④社会の富の配分の調整。総体経済学説の発展により、財政を個別経済活動と総体経済の利益を調和する手段としてみるようになった。かかる事情の下では、いわゆる財政と経済の区分はなく、財政がすなわち経済であり、財政政策が一種の経済政策の方法となる。言葉をかえていえば、財政が経済の要請に適應するのでなく、財政政策が経済目標を達成のであり、また財政政策が経済政策に適應するのでなく、財政政策が経済政策を実現するのである。

従来、われわれが財政と経済の矛盾になやまされていたのは、主として財政の収入と経済発展の支出を、互に相容れない2つの事態としてみなし、財政政策の経費の需要と経済政策の国家投資の需要とを分割して処理し、総体経済の観点に立って財政政策と経済政策の統一を考えず、単に両者のあいだにおける矛盾のみを強調したからである。

これによって、財政と経済の矛盾を知ることができたが、たとえ目前においてわれわれをなやませている「現実」と、かような矛盾というものは、本来は存在しているものではない。それが存在するのは財政政策と経済政策が個々は孤立しているためであり、財政措置と経済措置が総体経済政策に依拠していないからである。人々が常にいうことは、政府のしごとが日ごとにふえ、支出もそれにつれて増大しているから、増税はさけがたいものであり、経済の要請を犠牲にしても致し方ない、と。このいい方は正しいようで実際にはまちがっている。支出の増加分が純粋な浪費でない限り、たとえ支出が増えても、それはやはり経済活動を促進するものではなからうか？ 例えば政府の公共施設の支出は、良好な経済的連鎖反応をひき起し、それによって投資と雇用の機会が創出され、またそれによって更に大きい政府の財源がうまれる。従って財政と経済のあいだにいったいどのような矛盾があるといえるだろうか？

李国鼎氏は経済部長から財政部長に転じ、経済建設面における経験で経済に適應させる財政のしごとに従事す

るのは、財政と経済政策の矛盾を統合させる意義深い人事配慮である。だがわれわれは、かかる人事配慮は財政を経済に適應させる要請を達成するのみでなく、更に進んで財政と経済を統合させ、「財政政策の経済政策化」を図り、財政政策をして経済政策の目標を達成する強力な手段とすべきである。

それゆえわれわれは、李財政部長が経済行政面の経験を生かして、財政行政と経済行政の適合理論を探究し、そして彼が兼任している経合会の主任委員の職務を運用して総体経済を企画し、総体経済の利益と要請で財政政策の経済政策化を確立するよう希望している。

## 16. 財政経済金融会報組織規程

(7月31日行政院可決)

第1条 行政院は、財政、経済、金融の計画、協調およびその執行の監督等を強化するため、特別に行政院財政経済金融会報（以下本会報と呼ぶ）を設置する。

第2条 本会報は、行政院副院長によって召集し、以下の人員によって構成される。

- ①財政部長 ②経済部長 ③交通部長 ④中央銀行総裁 ⑤行政院秘書長 ⑥行政院主計長 ⑦行政院国際経済合作發展委員会秘書長 ⑧行政院副院長が指定したその他の人員

第3条 本会報の職権は次の通りである。

- ① 財政経済金融に関する重大政策の企画・審議、協調等  
 ② 財政経済金融に関する各種の計画の総合審議  
 ③ 財政経済金融に関する計画、執行の協調  
 ④ 予算政策および予算案に関する審議  
 ⑤ 財政経済金融等と関連する重要措置の審議  
 ⑥ 財政経済金融に関する各種の計画と措置の執行に対する監査  
 ⑦ 監査財政経済金融と関連あるその他の重要事項の審査および研究

第4条 本会報は秘書若干人をおき、関係諸官庁の要員から行政院副院長の命命でこれを兼任し、財政経済金融の各種の業務連絡と会報の文書の処理を担当する。

第5条 本会報は、顧問および諮問人員をおくことができ、関係諸官庁よりそれらを派遣して、それぞれの業務の諮問に任ずる。

第6条 本会報が掌握する処理事項は、各主管機構が提出した計画方案や実施弁法の審議を原則とするが、主席より各主管機構に命じて作業させ、その後で審議にかけられることもできる。

第7条 本会報での審議事項は、主席より会報の顧問や諮問人員に彼らの意見を提出させ、それと合わせて会



報の審議にかけることができる。

第8条 本会報の審議事項で、二つ以上の主管機構に関連するものであれば、主席よりある部門を指定して先に協調を行ない、それをまとめて整理した後で、会報の審議にかけることができる。

第9条 本会報の審議事項は、記録に作成して行政院長の裁可を得てから執行に移す。ただし、従来から各機構の職権範囲内にあるものであれば、各主管機構でそれを実行に移してから、行政院に認可を求めることができる。

第10条 本会報で審議決定された事項の執行機関は、期限に従って本会報にその執行情況を報告し、必要があれば、随時に状況報告を提出させることができる。

第11条 本会報で審議決定された執行事項は、前条の規定に従って処理するほか行政院国際経済合作発展委員会が特定管理と追跡審査を行ない、その審査結果を期限に従って表にまとめて報告しなければならない。

第12条 本会報は月に1回開催し、必要あれば臨時会報を召集することができる。

第13条 本会報の開会の際は、必要に応じて関係諸官庁の責任者あるいはその代理や担当官の列席を求めて、説明や質問に回答させることができる。

第14条 本会報は、財政経済金融の関係諸機構に参考資料や文書を提出させることができる。

第15条 本規程は可決の日よりこれを施行する。

#### 17. 修正行政院国際経済合作発展委員会組織規程 (1969年7月31日行政院可決)

第1条 行政院は経済建設計画の設計、推進、協調および監査に従事し、国内外の利用可能な資源を総合的に運用して、急速に経済成長を促進するため、行政院組織法第14条の規定にもとづいて国際経済合作発展委員会を設置する（以下本会と呼ぶ）。

第2条 本会の職掌は次の通りである。

1. 全国的な長期（10年）および中期（4年）経済建設計画の設計、統合、編製および修正
2. 中期経済建設計画の各年次の実施計画の設計（中期計画の機動的修正をふくむ）
3. 経済建設計画の実施に必要な基本政策措置の勧告と審議
4. 政府部門（中央地方政府および公営事業をふくむ）の投資計画予算の初審および総括
5. 外資および技術の吸収とその総合的運用による計画の執行への適応
6. 基本的措置および経済計画の推進、協調および総合的検討

7. 経済建設の重要な計画のスケジュールと予算執行情況の管理、「追跡」監督、監査

8. 米華経済社会発展基金の運用

9. 経済建設計画に関するその他の設計、推進、協調および監査等

10. その他行政院の命ずる事項

第3条 本会は主任委員1名をおいて会務を総理し、行政院長が兼任あるいは別にそれを任命する。副主任委員は1～3名とし、主任委員を補佐するもので、行政院長がこれを任命する。委員は11名で財政部長、経済部長、交通部長、中央銀行総裁、行政院秘書長、行政院主計長、台湾省政府主席、中国農村復興連合委員会主任委員が兼任するほか、他の3名の委員は行政院長がこれを任命する。

第4条 本会は秘書長1名をおき、主任委員、副主任委員の命をうけて本会の事務処理に当たり、また所属の職員を指揮監督する。副秘書長を2名おいて秘書長を補佐する。

第5条 本会は以下の各処をおく。

1. 総合計画処。長・中期経済計画および年次工作計画の設計、審議と総括を担当し、経済建設計画に必要な重要政策措置の研究と勧告および一般経済分析に関する事項をうけもつ。
2. 部門計画処。農業部門、工業部門、交通部門、国土と区域総合開発および公共工程計画の審議、協調と総括を担当する。
3. 資金調達処。政府部門（中央・地方政府および公営事業をふくむ）の投資計画予算の初審と総括を担当する。外資の調達と交渉、米華経済社会基金の年度予算の編成およびその他の財源の調達と運用に関する事項。
4. 管制監査処。重要措置および重要投資計画の実施スケジュールの追跡監査と総合的検討を担当し、米華経済社会基金の年次振出し資金の保管、調整と監査に関する事項をうけもつ。
5. 国際技術合作処。国際および区域経済と技術合作計画の推進および連絡に関する事項を担当する。
6. 投資業務処。投資環境（投資条例をふくむ）の改善、研究と勧告、投資機会の発見、工業用地に関する研究と準備創設および投資サービスに関する事項を担当する。
7. 公共関係処。編集、出版とマスコミの手段を利用して経済建設政策、措置、計画の紹介およびその他の広報を担当する。
8. 秘書処。本会の行政事務を総理し、文書、議事、庶務、出版の処理および内部各部門の業務スケージュ

ュールの検査に関する事項をうけもつ。

第6条 本会は処長、副処長、顧問、参事、専門委員、秘書、技正、視察、稽核、専員、処員、技士をおき、定員内の雇員を採用することができる。

第7条 本会は国内外の専門家を若干人顧問に招請することができる。

第8条 本会は会計処を設置し、処長をおいて米華基金とその他の基金の会計事務を処理し、また法律の規定に従って歳入出の会計事務を処理する。

会計処の必要とする補佐職員の人数は、本会と行政院主計処が、本規程が定める定員の範囲内で協議して決定する。

第9条 本会は人事室を設置し、主任をおいて、法にもとづいて人事管理事務を担当する。

人事室の必要とする補佐職員の人数は、本会と行政

院人事行政局が、本規程が定める定員の範囲内で協議して決定する。

第10条 本会職員の官級および定員は、別の人事編成表で定める。

第11条 本会は業務上の必要があれば各種の小組を設置することができるが、委員の中の人を指定して召集人を兼任し、重要事項を審議する。また各種の工作小組は、それぞれの専門業務を処理する。

第12条 本会は業務上の必要があれば、関係諸機関より適当な人員を派遣させて、それぞれの職務を兼任させることができる。

第13条 本会の議事規則および事務処理細則は、別にこれを定める。

第14条 本規程は公布の日よりこれを施行する。

## 主 要 統 計

1. 人口統計
2. 卸売・小売物価指数
3. 主要農工産品生産高
4. 貿易収支
5. 財政収支
6. マネーサプライ
7. アメリカ援助（到着額）
8. 1968年の国際収支

### 1. 人口統計

(単位 1000人)

|       | 人 口 数  |       |       | 指 数<br>1956=100 | 増 加 率<br>(%) |
|-------|--------|-------|-------|-----------------|--------------|
|       | 計      | 男     | 女     |                 |              |
| 1956年 | 9,390  | 4,796 | 4,594 | 100.0           |              |
| 1957年 | 9,690  | 4,942 | 4,748 | 103.2           | 3.2          |
| 1958年 | 10,039 | 5,121 | 4,918 | 106.9           | 3.6          |
| 1959年 | 10,431 | 5,336 | 5,095 | 111.1           | 3.9          |
| 1960年 | 10,792 | 5,525 | 5,267 | 115.0           | 3.5          |
| 1961年 | 11,149 | 5,715 | 5,434 | 118.8           | 3.3          |
| 1962年 | 11,512 | 5,902 | 5,610 | 122.6           | 3.3          |
| 1963年 | 11,884 | 6,098 | 5,786 | 126.6           | 3.2          |
| 1964年 | 12,257 | 6,295 | 5,962 | 130.6           | 3.1          |
| 1965年 | 12,628 | 6,491 | 6,137 | 134.5           | 3.0          |
| 1966年 | 12,993 | 6,684 | 6,309 | 138.4           | 2.9          |
| 1967年 | 13,297 | 6,841 | 6,456 | 141.6           | 2.3          |
| 1968年 | 13,650 | 7,030 | 6,620 | 145.4           | 2.7          |
| 1969年 |        |       |       |                 |              |

### 2. 卸売・小売物価指数

|       | 卸売物価指数   |           | 小売物価指数   |           |
|-------|----------|-----------|----------|-----------|
|       | 1956=100 | 前年をベースとする | 1956=100 | 前年をベースとする |
| 1961年 | 145.00   |           | 160.90   |           |
| 1962年 | 149.41   | 103.04    | 164.72   | 102.36    |
| 1963年 | 159.06   | 106.46    | 168.30   | 102.17    |
| 1964年 | 163.00   | 102.48    | 168.01   | 99.83     |
| 1965年 | 155.43   | 95.36     | 167.90   | 99.93     |
| 1966年 | 157.72   | 101.47    | 171.26   | 102.00    |
| 1967年 | 161.69   | 102.52    | 177.01   | 103.36    |
| 1968年 | 164.91   | 101.99    | 180.56   | 106.27    |
| 1969年 |          |           |          |           |

(出所) *ibid.*

(注) 卸売物価は台北市をとり、小売物価は各主要都市の平均をとった。

(出所) *Taiwan Statistical Data Book. 1969.*

(注) 人口数には軍人と外国人をふくまない。

ュールの検査に関する事項をうけもつ。

第6条 本会は処長、副処長、顧問、参事、専門委員、秘書、技正、視察、稽核、専員、処員、技士をおき、定員内の雇員を採用することができる。

第7条 本会は国内外の専門家を若干人顧問に招請することができる。

第8条 本会は会計処を設置し、処長をおいて米華基金とその他の基金の会計事務を処理し、また法律の規定に従って歳入出の会計事務を処理する。

会計処の必要とする補佐職員の人数は、本会与行政院主計処が、本規程が定める定員の範囲内で協議して決定する。

第9条 本会は人事室を設置し、主任をおいて、法にもとづいて人事管理事務を担当する。

人事室の必要とする補佐職員の人数は、本会与行政

院人事行政局が、本規程が定める定員の範囲内で協議して決定する。

第10条 本会職員の官級および定員は、別の人事編成表で定める。

第11条 本会は業務上の必要があれば各種の小組を設置することができるが、委員の中の人を指定して召集人を兼任し、重要事項を審議する。また各種の工作小組は、それぞれの専門業務を処理する。

第12条 本会は業務上の必要があれば、関係諸機関より適当な人員を派遣させて、それぞれの職務を兼任させることができる。

第13条 本会の議事規則および事務処理細則は、別にこれを定める。

第14条 本規程は公布の日よりこれを施行する。

## 主 要 統 計

1. 人口統計
2. 卸売・小売物価指数
3. 主要農工産品生産高
4. 貿易収支
5. 財政収支
6. マネーサプライ
7. アメリカ援助（到着額）
8. 1968年の国際収支

### 1. 人口統計

(単位 1000人)

|       | 人 口 数  |       |       | 指 数<br>1956=100 | 増 加 率<br>(%) |
|-------|--------|-------|-------|-----------------|--------------|
|       | 計      | 男     | 女     |                 |              |
| 1956年 | 9,390  | 4,796 | 4,594 | 100.0           |              |
| 1957年 | 9,690  | 4,942 | 4,748 | 103.2           | 3.2          |
| 1958年 | 10,039 | 5,121 | 4,918 | 106.9           | 3.6          |
| 1959年 | 10,431 | 5,336 | 5,095 | 111.1           | 3.9          |
| 1960年 | 10,792 | 5,525 | 5,267 | 115.0           | 3.5          |
| 1961年 | 11,149 | 5,715 | 5,434 | 118.8           | 3.3          |
| 1962年 | 11,512 | 5,902 | 5,610 | 122.6           | 3.3          |
| 1963年 | 11,884 | 6,098 | 5,786 | 126.6           | 3.2          |
| 1964年 | 12,257 | 6,295 | 5,962 | 130.6           | 3.1          |
| 1965年 | 12,628 | 6,491 | 6,137 | 134.5           | 3.0          |
| 1966年 | 12,993 | 6,684 | 6,309 | 138.4           | 2.9          |
| 1967年 | 13,297 | 6,841 | 6,456 | 141.6           | 2.3          |
| 1968年 | 13,650 | 7,030 | 6,620 | 145.4           | 2.7          |
| 1969年 |        |       |       |                 |              |

### 2. 卸売・小売物価指数

|       | 卸売物価指数   |           | 小売物価指数   |           |
|-------|----------|-----------|----------|-----------|
|       | 1956=100 | 前年をベースとする | 1956=100 | 前年をベースとする |
| 1961年 | 145.00   |           | 160.90   |           |
| 1962年 | 149.41   | 103.04    | 164.72   | 102.36    |
| 1963年 | 159.06   | 106.46    | 168.30   | 102.17    |
| 1964年 | 163.00   | 102.48    | 168.01   | 99.83     |
| 1965年 | 155.43   | 95.36     | 167.90   | 99.93     |
| 1966年 | 157.72   | 101.47    | 171.26   | 102.00    |
| 1967年 | 161.69   | 102.52    | 177.01   | 103.36    |
| 1968年 | 164.91   | 101.99    | 180.56   | 106.27    |
| 1969年 |          |           |          |           |

(出所) *ibid.*

(注) 卸売物価は台北市をとり、小売物価は各主要都市の平均をとった。

(出所) *Taiwan Statistical Data Book. 1969.*

(注) 人口数には軍人と外国人をふくまない。

3. 主要農工産品生産高

|       | 農 業    |         |         |        |
|-------|--------|---------|---------|--------|
|       | 米(千トン) | バナナ(トン) | 砂糖(千トン) | 茶(トン)  |
| 1960年 | 1,912  | 114,216 | 774     | 17,365 |
| 1961年 | 2,016  | 129,669 | 924     | 18,064 |
| 1962年 | 2,113  | 140,875 | 711     | 19,758 |
| 1963年 | 2,109  | 132,489 | 752     | 21,104 |
| 1964年 | 2,247  | 267,898 | 780     | 18,306 |
| 1965年 | 2,348  | 460,094 | 1,006   | 20,730 |
| 1966年 | 2,380  | 527,721 | 981     | 21,510 |
| 1967年 | 2,414  | 653,800 | 752     | 24,403 |
| 1968年 | 2,518  | 645,467 | 847     | 24,418 |

|       | 工 業       |         |            |         |
|-------|-----------|---------|------------|---------|
|       | セメント(千トン) | 肥料(千トン) | 綿織物(千メートル) | 扇風機(千台) |
| 1960年 | 1,183     | 379     | 176,202    | 204     |
| 1961年 | 1,510     | 413     | 200,105    | 188     |
| 1962年 | 1,870     | 528     | 209,651    | 206     |
| 1963年 | 2,240     | 583     | 221,056    | 185     |
| 1964年 | 2,355     | 878     | 241,188    | 198     |
| 1965年 | 2,444     | 1,034   | 268,018    | 227     |
| 1966年 | 3,115     | 1,045   | 302,644    | 364     |
| 1967年 | 3,487     | 1,118   | 340,935    | 374     |
| 1968年 | 3,993     | 1,244   | 371,405    | 349     |

(出所) *ibid.*

4. 貿易収支

|       | 金 額 (1000ドル) |           |           |
|-------|--------------|-----------|-----------|
|       | 計            | 輸 入       | 輸 出       |
| 1956年 | 358,285      | 228,225   | 130,060   |
| 1957年 | 420,741      | 252,235   | 168,506   |
| 1958年 | 397,218      | 232,785   | 164,433   |
| 1959年 | 404,890      | 244,350   | 160,540   |
| 1960年 | 426,411      | 252,216   | 174,195   |
| 1961年 | 542,374      | 324,050   | 218,324   |
| 1962年 | 571,921      | 327,542   | 244,379   |
| 1963年 | 700,254      | 336,787   | 363,467   |
| 1964年 | 879,869      | 410,401   | 469,468   |
| 1965年 | 1,051,099    | 555,286   | 495,813   |
| 1966年 | 1,185,380    | 601,141   | 584,239   |
| 1967年 | 1,522,589    | 847,497   | 675,092   |
| 1968年 | 1,867,637    | 1,025,862 | 841,775   |
| 1969年 | 2,268,000    | 1,181,000 | 1,087,000 |

|       | 指数(1956=100) |       |       | 年増加率 (%) |      |      |
|-------|--------------|-------|-------|----------|------|------|
|       | 計            | 輸 入   | 輸 出   | 計        | 輸 入  | 輸 出  |
| 1956年 | 100.0        | 100.0 | 100.0 |          |      |      |
| 1957年 | 117.4        | 110.5 | 129.6 | 17.5     | 10.5 | 29.6 |
| 1958年 | 110.9        | 102.0 | 126.4 | -5.6     | -7.7 | -2.4 |
| 1959年 | 113.0        | 107.1 | 123.4 | 1.9      | 5.0  | -2.4 |
| 1960年 | 119.0        | 110.5 | 133.9 | 5.3      | 3.2  | 8.5  |
| 1961年 | 151.4        | 142.0 | 167.9 | 27.2     | 28.5 | 25.4 |
| 1962年 | 159.6        | 143.5 | 187.9 | 5.5      | 1.0  | 11.9 |
| 1963年 | 195.4        | 147.6 | 279.5 | 22.4     | 2.8  | 48.7 |
| 1964年 | 245.6        | 179.8 | 361.0 | 25.6     | 21.9 | 29.2 |
| 1965年 | 293.4        | 243.3 | 381.2 | 19.4     | 35.3 | 5.6  |
| 1966年 | 330.8        | 263.4 | 449.2 | 12.8     | 8.2  | 17.8 |
| 1967年 | 425.0        | 371.3 | 519.1 | 28.4     | 41.0 | 15.5 |
| 1968年 | 521.3        | 449.5 | 647.2 | 22.7     | 21.0 | 24.7 |
| 1969年 |              |       |       |          |      |      |

(出所) *ibid.*

(注) 輸入には銀行決裁および米授その他をふくむ、1959年以降の輸出は銀行決裁以外のものをふくむ、1969年の数字は未確定。

5. 財政収支

(単位 100万元)

|       | 歳 入    |                 | 歳 出    |                 | 過不足    |
|-------|--------|-----------------|--------|-----------------|--------|
|       | 金 額    | 指 数<br>1952=100 | 金 額    | 指 数<br>1952=100 |        |
| 1960年 | 15,000 | 181.4           | 15,100 | 185.1           | - 100  |
| 1961年 | 15,943 | 192.8           | 15,987 | 195.9           | - 44   |
| 1962年 | 16,771 | 202.8           | 17,186 | 210.6           | - 415  |
| 1963年 | 16,710 | 202.0           | 17,358 | 212.7           | - 646  |
| 1964年 | 19,066 | 230.5           | 18,491 | 226.6           | + 575  |
| 1965年 | 24,006 | 290.2           | 22,984 | 281.7           | +1,022 |
| 1966年 | 26,557 | 321.1           | 25,126 | 308.0           | +1,431 |
| 1967年 | 32,082 | 387.9           | 31,250 | 383.0           | + 832  |
| 1968年 | 34,898 | 421.9           | 33,108 | 405.8           | +1,790 |

(出所) *ibid.*

(注) 貨幣価値は68年の物価を基準にして算出、会計年度は7月1日より翌年の6月30日まで、金額は中央および地方政府の歳出入総額。

## 6. マネーサプライ

|       | 金額(100万元) |         |                    | 指数(1952=100) |         |         |             |
|-------|-----------|---------|--------------------|--------------|---------|---------|-------------|
|       | 通貨発行<br>A | 預残<br>B | マネー<br>サプライ<br>A+B | 通貨発行<br>行    | 預残<br>高 | 金<br>高  | マネー<br>サプライ |
| 1956年 | 1,540     | 1,689   | 3,229              | 202.1        | 294.3   | 241.7   |             |
| 1957年 | 1,896     | 1,905   | 3,801              | 248.8        | 331.9   | 284.5   |             |
| 1958年 | 2,351     | 2,778   | 5,129              | 308.5        | 484.0   | 383.9   |             |
| 1959年 | 2,572     | 2,998   | 5,570              | 337.5        | 522.3   | 416.9   |             |
| 1960年 | 2,666     | 3,444   | 6,110              | 349.9        | 600.0   | 457.3   |             |
| 1961年 | 3,076     | 4,259   | 7,335              | 408.7        | 742.0   | 549.0   |             |
| 1962年 | 3,396     | 4,527   | 7,923              | 445.7        | 788.7   | 593.0   |             |
| 1963年 | 4,127     | 6,071   | 10,198             | 541.6        | 1,057.7 | 763.3   |             |
| 1964年 | 5,198     | 8,233   | 13,431             | 682.2        | 1,434.3 | 1,005.3 |             |
| 1965年 | 5,779     | 9,066   | 14,845             | 758.4        | 1,579.4 | 1,111.2 |             |
| 1966年 | 6,584     | 10,809  | 17,393             | 864.0        | 1,883.1 | 1,301.9 |             |
| 1967年 | 8,363     | 13,737  | 22,100             | 1,097.5      | 2,393.2 | 1,654.2 |             |
| 1968年 | 9,409     | 15,065  | 24,474             | 1,234.8      | 2,624.6 | 1,831.9 |             |
| 1969年 | 9,208     | 14,629  | 23,835             |              |         |         |             |

(出所) *ibid.* および台湾銀行季刊。

(注) 金額は各年次末の数字, 69年は3月現在の数字。

## 7. アメリカ援助(到着額) (単位 100万ドル)

|         | 合計      | 防衛<br>支持 | 技術<br>協力 | 直接軍<br>事支持 | 開発<br>借款 | 公法480<br>による農<br>産物 |
|---------|---------|----------|----------|------------|----------|---------------------|
| 1951~54 | 375.2   | 289.1    | 4.1      | 81.1       | —        | 0.9                 |
| 1955年   | 132.0   | 97.5     | 2.4      | 29.5       | —        | 2.6                 |
| 1956年   | 101.6   | 78.7     | 3.3      | 10.0       | —        | 9.6                 |
| 1957年   | 108.1   | 77.0     | 3.4      | 6.7        | —        | 21.1                |
| 1958年   | 81.6    | 53.3     | 3.5      | 7.8        | —        | 17.0                |
| 1959年   | 128.9   | 62.2     | 2.6      | 6.4        | 30.5     | 27.1                |
| 1960年   | 101.1   | 68.2     | 2.5      | 3.8        | 19.1     | 7.6                 |
| 1961年   | 94.2    | 45.7     | 2.0      | 2.4        | 16.1     | 28.0                |
| 1962年   | 65.9    | 3.9      | 2.8      | —          | —        | 59.3                |
| 1963年   | 115.3   | 19.8     | 1.8      | —          | —        | 93.7                |
| 1964年   | 82.0    | 54.2     | 1.5      | —          | —        | 26.2                |
| 1965年   | 56.5    | —        | 0.4      | —          | —        | 56.1                |
| 1966年   | 4.2     | —        | —        | —          | —        | 4.2                 |
| 1967年   | 4.4     | —        | —        | —          | —        | 4.4                 |
| 1968年   | 16.6    | —        | —        | —          | —        | 16.6                |
| 合計      | 1,467.6 | 849.7    | 30.2     | 147.2      | 65.8     | 374.2               |

(出所) *ibid.*

## 8. 1968年の国際収支

(単位 100万ドル)

| 科 目          | 1968年   |
|--------------|---------|
| A 財貨および用役    |         |
| 輸出(FOB)      | 825.9   |
| 輸入(FOB)      | -899.8  |
| 金(非貨幣)       | 0.1     |
| 貿易収支         | -73.8   |
| 海運保険料        | -57.0   |
| その他の輸送費      | -4.5    |
| 政府交易         | 12.3    |
| その他のサービス     | -10.8   |
| 利息支払         | (-11.5) |
| 小 計          | -133.8  |
| B 移転支出と資本    |         |
| 個人移転支払       | 9.4     |
| 直接投資         | 27.3    |
| その他の個人資本     | 19.1    |
| その他②         | 19.0    |
| 小 計          | 74.8    |
| C 誤差と遺漏      | -32.2   |
| D 合計(A~C)    | -91.2   |
| E アメリカ援助     |         |
| 贈与②          | 6.7     |
| 借款②          | 19.0    |
| アメリカ政府所有の新台幣 | 17.1    |
| 小 計          | 42.8    |
| F 通貨の移動      |         |
| 商業銀行資産       | 69.1    |
| 中央銀行負債       | —       |
| 中央銀行請求権      | 20.9    |
| 金(貨幣)        | 0.2     |
| 小 計          | 48.4    |

(出所) *ibid.*

(注) 符号のないのは貸方を表わし, -符号は借方を表わす, アメリカ借款の返済はBにふくまれる, 贈与はPL 480 -II, IIIをふくむ。